平成14年厚岸町議会第1回定例会 平成14年度各会計予算審查特別委員会会議録 招 集 期 平成14年3月6日 日 厚岸町議場 集 場 所 招 開 会 平成14年3月12日 午前10時06分 開閉日時 平成14年3月12日 午後 4時59分 閉 会

1 出席委員並びに欠席委員

議席	氏		名		出席〇	議席	氏		名		出席〇
番号					欠席×	番 号	1				欠席×
1	稲	井	正	義	0	11	谷	П		弘	0
2	塚	田	丈力	京郎	0	12	髙	畠	_	美	0
3	田	宮	勤	司	0	13	鹿	野		昇	×
4	佐	藤	淳	_	×	14	安	達	由	圃	0
5	岩	谷	仁的	总郎	0	15	菊	池		賛	0
6	真旦	11 谷	誠	治	0	16	音喜	善多	政	東	0
7	池	田		實	0	17	秋	山	之	男	×
8	小	澤		準	0	18	中	屋		敦	0
9	木	村	正	弘	0	19	佐	齌	周		0
10	室	﨑	正	之	0						
以上の結果 出席委					員 10	6名	欠月	年 委	員	3名	

1 議場に出席した事務局職員

事	務	局	長	議	事	係	長	
大	平	裕	_	板	屋	英	志	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職	名	氏		名		職名		氏		名	
町	長	若	狹		靖	教 育	長	富	澤		泰
助	役	鈴	木	英	世	教委管3	理課長	田	辺	正	保
収入	役	君	澤	英	$\vec{=}$	教 委	生 涯	ı.	ш	ıbb	=1
総務	課 長	大	沼		隆	学 習	課長	大	野	榮	司
企画財政) 課長	黒	田	庄	司	監査事	務局長	冏	野	幸	男
税務	課 長	柿	﨑	修	_	農委事	務局長	松	浦	正	之
町民	課長	古	Щ	福	_	教 委	体 育	Э	<i></i>	+ 17	4
保健福祉	止課長	斉	藤	健		振興	課長	澤	向	邦	夫
環境政策		西	野		清	水道	課長	山	﨑	玉	雄
農政	課長	福	田	美 樹	夫	病院事	務長	大	野	繁	嗣
水産	課長	小	倉	利	_	特別養調	護老人	-11	ш		ΔL
商工観分	 と課長	久	保	_	將	ホームカ	施設長	藤	田		稔
管理	課 長	松	澤	武	夫	デイサ	ービス	+	ш	174T	+.
建設	課 長	北	村		誠	センター	施設長	H	田	勝	幸

委員長 ただいまより平成14年度厚岸町各会計審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻10時06分

委員長 30ページ、歳入歳出予算事項別明細書、31ページは歳出であります。

次に、32ページ、歳入から審査を進めてまいります。事項別明細書により進めます。

1款町税、1項町民税、1目個人。

(な し)

委員長 2目法人。ありませんか。

(な し)

委員長 2項固定資産税。

9番。

9 番 税務課長にお願いしたいんですが、厚岸町のゴルフ場、この土地とクラブハウス ありますね、この固定資産税はどのくらいになっているか。個人情報開示上、支出 の守らなければならないのは差し支えあるかもしれません。もしなければ、お知ら せ願いたいと存じますが。

個々のことで差し支えあるんだったらいいですよ。

委員長 税務課長。

税務課長 ただいまのご質問につきましては、ゴルフ場、町内には1件しかございませんの で、私からその課税標準額あるいは税額を申し上げますと、それについては個人情報というか、税務情報にわたる分野になりますので、具体的な部分については控え させていただきたいと、このように思います。

9 番 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。

9 番 結構です。

委員長 1目の固定資産税、他にございませんか。

(な し)

委員長 なければ進めます。

2 目国有資産等所在市町村交付金。

(な し)

委員長 3項軽自動車税、1目軽自動車税。

(な し)

委員長 4項たばこ税、1目たばこ税。

(な し)

委員長 5項特別土地保有税。

ありませんか。

(な し)

委員長 1目特別土地保有税。

(な し)

委員長 なければ進めます。

6項都市計画税、1目都市計画税。

(な し)

委員長 2款地方譲与税、1項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税。

(な し)

委員長 2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税。

(なし)

委員長 3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金。

9番。

9 番 利子割交付金、前年より大分多く予算組んでありますが、その見通しどのように 立てておられますか、お伺いしておきたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長

この利子割交付金でございますが、予算の説明のときにも若干触れさせてもらったんですが、昨年度に比べてふえているというのは、10年前に預金利子にかかってのマル優制度がなくなったりして、一律源泉分離課税になったという部分での利子割なんですが、いろいろな経済変動の中で郵便貯金の方を中心にかなり高額になったので、それらの満期が平成12年、13年度続くということだったんですが、北海道の方の情報からも14年度についてもそれなりの、12年度、13年度並みとは言いませんが、それらの部分が来るであろうという情報が入りましたので、釧路市庁の方でも一応計算してくれた金額を含めまして、多めに出す部分でもありませんが、昨年度はちょっと低く見過ぎた部分がございました。それで、それらの前年度、前々年

度実績を勘案して 1,740万円ほど見させていただいたと。今の段階では、これがこのとおりに来るのではないかと、むしろこれ以上、少しでも多く来てほしいというのが実感であります。

委員長 9番。

9 番 あなたの答弁、そのとおりだと思いますが、ぼちぼちあれが下がってくる時期ではないかと思ったものですから、予算組んでてそんなになかったでは大変ですからね、その辺がちょっと気になったものですから。

これは厳密な統計見ればわかるんですよね、郵便局の金に関するんですから、これは専門家の係が調べれば相当固い線はつかめるはずの数字だと思うのですが、それであれば結構でございます。

委員長 他にありませんか。

(な し)

委員長 それでは進めます。

4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金。

(な し)

委員長 5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金。 付金。

(な し)

委員長 6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金。

(な し)

委員長 7款国有提供施設等所在市町村交付金、1項国有提供施設等所在市町村交付金、

1 目国有提供施設等所在市町村交付金。

5番。

5 番 この国有提供施設とありますけれども、これに充当する施設をちょっと教えてい ただきたいと思います。

委員長 企画財政課長。

企画財政 対象となる施設でございますか、それは矢臼別演習場でございます。

委員長 5番。

5 番 これ前年度よりふえていってますけれども、今後の見通しとしてはどうなのか、 そこら辺ちょっとお教えいただきたいと思います。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

これは自衛隊基地交付金と申しまして、演習場の固定資産税に相当する部分でございますが、平成13年度の実績でこの 1,324万 5,000円で確定をいたしました。毎年1回、12月に入ってくるんですが、それが今後どうなるかということでございますが、固定資産税でございますので、著しい部分はないと思いますが、ただその算定の中で固定資産に相当するものが70%、それから資産あるいは種類、用途、その町の財政状況等々で勘案される部分が30%であります。

ですから、それらを含めて近年少しずつですけれども、伸びてきている部分は、 この後段の方ではないかとは思っておりますが、今の段階でそれがふえる、ふえな いというのは、これ内訳がなかなか不分明なところもありますので、一応ふえる、 ふえない、減る、それらの見込みは立ちませんので前年度並みの、前年度と同額の 数字を計上させていただいたと、そういうところでございます。

委員長

よろしいですか。

11番。

11 番

去年の予算は、その前年度と同額予算、当初の予算を13年度は見ました、12年度 の当初と同額を。今回はどうしてこういうふうになったんですか、その辺のいきさ つをちょっと教えていただきたいのですが。

企画財政課 長

前年度でございますが、 1,215万 3,000円、今回の補正に計上できなかったんですが、前年度の実績額が 1,324万 5,000円で確定してきたところであります。ちょっと3月の補正予算でそれを修正できなかったのですが、追加議案なり専決処分の段階で、明らかに13年度の段階で実績額と当初見込んだ予算額とギャップがございますので、それらは措置をさせていただくと、そういうつもりでおります。

委員長

11番。

11 番

どうして12月に確定しているものが今回補正に出せなかったんですか、その理由 は何なんですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

正直申し上げますと、補正予算の段階で計上をし損なったと申しますか、ちょっといろいろな科目の中でチェックしてからあれだったんですが、本来3月でやるべきところを補正をすることができませんでしたので、速やかにさせていただきたいと、そのように考えております。済みません、申しわけございませんでした。

委員長 11番。

11 番 新年度の本予算にそれを見込んで予算をつくっていながら、補正できないなんていうことないでしょ、どういうことなんですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政

全く仰せのとおりでございまして、ちょっと3月の補正の段階でこの科目の修正を損ないましたので、実務的に、しかもそれらもチェックもしながらやってきたつもりなんですが、その部分追加議案で出させていただくという、後からそれらわかったものですから、速やかにやらにゃいかんということで、追加議案で出させていただこうという、内々でそういうふうに決めておりましたけれども、いずれにしても3月補正で載せなかったのは、単純に漏らしたという部分でございまして、この場を借りて、まことに申しわけございません。速やかに訂正、修正、追加議案でさせていただきたいと存じます。申しわけございませんでした。

委員長 11番。

11番 いや、私は納得できないんですよ。片方でしっかりと予算を見込んでいながら、 そして根拠があったからこっちは載せたわけでしょ、新年度予算には。

ところが、今執行中の予算にそれを漏らす、それで先ほどの説明聞いてると補正 予算は専決処分と言ってるわけでしょ。そういう考えが変ではないのかなと思うん ですよ。終わってしまったのは専決処分でやってしまえばいいんだという考えがね、 それでやったら全く議会軽視になっちゃうことなんですよ。その辺はどうなんです か。

委員長 町長。

町 長 申しわけございませんけれども、答弁調整のため若干時間をお借りいただきたい と思います。

委員長 暫時休憩します。

休憩時刻10時22分

委員長 委員会を再開いたします。

再開時刻10時27分

町長。

町 長 先ほどのご質問でございますが、大変申しわけなく存じます。

いろいろ調査いたしましたけれども、本当に単純な計上漏れでございまして、速 やかに追加補正させていただきたい、このように考えますので、ご理解よろしくお 願いしたいと存じます。

委員長 11番。

11 番 わかりました。

あともう一点お伺いしたいんですが、今年度海兵隊の演習が予定されておりますが これについての配慮はこれではないんでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政 少なくとも、この金額の中には、それらは直接的には関係がないと思っておりま す。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

3番。

3 番 財政課長、一般質問の続きですが、その蒸し返しをやろうというふうには考えて おりませんので、あのとき十分お伺いできなかったことについて、改めてお伺いし たいということでありますので、気を落ちつけてお答えいただきたいと思いま す。

> 1つは、そのときにも申し上げましたが、地方交付税の減額というふうに単純に 見るのではなくて臨時財政対策債、これが4億1,400万円あります。これとあわせ てみることが必要なのではないだろうかというのは、総務省の地方交付税と臨時財 政対策債とは同じにみなして、交付税の計算でやって交付税は交付税、それから臨 時財政対策債は枠を決めて配分するということになるわけですね。計算の方法は全 く同じだということでは来年以降どうなるか、これはわかりませんけれども、本年 度の場合は前年度と比較すると1億ぐらいの減額にはなってはいるが、ほぼ一般財 源として確保されたというふうに理解していてもいいのではないかなというふうに 思うんです。

> それから、具体的に施政方針の中でも町長おっしゃっておられますが、地方交付税の減額ということに触れて、あなたも答弁でおっしゃいましたが、1つは国勢調査による人口減、それから地方交付税制度の中で事業費補正の見直し、段階補正の見直し、こういうふうなことが特定な要因として今回の地方交付税の減額になりま



したということになっております。

そこで、この前段階補正の見直しについては、総務省が資料としてこういうふうに出してますよ、それは3年で5,000万で単年度、平成14年度にすると1,700万、こういう額ではないかというふうにお伺いをしました。そのことが確かなのかどうか。

それから、人口減でどの程度の減額になったと計算しておられるのか。 それから、事業費補正の見直しでどのぐらいの減額になったというふうに計算しておられるのか、この点についてお答えください。

委員長

企画財政課長。

企画財政 お答えを申し上げます。 課 長

段階補正の部分なんですが、確かに総務省の方から3年間で5,000万、今ご質問 者おっしゃられたとおり、それを単純に3分の1ずつにすると、この町の規模では 1,700 万程度であろうという一応情報は確かに入っております。その情報が入った 後で、本当にそうなのだろうかどうかということで大事な部分ですから、一応総務 省でやったのでとかく全国平均的な部分、あくまでも標準的なパターンを示すケー スが結構多くて、それよりもむしろふえていたとか減っていたとか、実際は7月に なってみないとわからないんですが、そういうケースがあるものですから、うちら の方でも支庁から取り寄せて、肝心な部分でございますので、それなりの単位費用 に置きかえて、そうやって単純に考えていいのだろうかということで、結構複雑な 計算式でありますけれども、それで去年ベースですが当てはめて、当町の場合の測 定単位なり、いろいろなそういう部分での費目にわたってそれらがどうなんだろう かという精査をした結果が、これもまだとらぬタヌキのあれかもわかりませんけれ ども、うちで推計した部分によると段階補正については、国は 1,700万という言い 方をしてますが、現実的には約その倍の 3,400万ぐらいが減額になるのではないだ ろうか、そういう断定はできませんが、当町のケースに置きかえた段階でそういう ふうに出てきましたので、それに基づいて 3,400万ほど、正確には 3,387万 7,000 円程度落ちるであろうという見込みを立てさせていただいて、予算に算入させてい ただいているということであります。

それから、人口減でございますが、それから事業費補正の見直し、ここらが正直 言ってきちっとそれらが出てこないというのが今の実際です。寒冷地補正関係は 1,200 万ほどそれなりの数値が出てくるんですが、事業費補正の中でも産炭地の補 正については約 400万近くが落ちるであろうと、そういう形でそれらもあわせて国 勢調査の人口減、それから産炭地の 400万ほどを含めた事業費補正、それらも含め て臨時財政対策債に振りかわる以外に実質的に2億 1,078万 9,000円が減額になる であろうと、そういう当初予算で見込みを立てさせていただきました。いろいろな 事業補正関係で2億 1,078万 9,000円と、それらを含めまして落ちるであろうとい うことでございます。あくまでも見込みでございます。

委員長

3番。

3 番

段階補正についてもそのときに申し上げましたけれども、総務省は断っているんですね。それは、平成14年度の測定単位や補正係数についてはこれから省令で変わっていくわけです。ですから、正確な計算はまだできっこないと。問題は、平成13年度の測定単位費用や補正係数で試算したんだというふうに断っているわけです。だから、確定的なものでないことははっきりしているわけなんです。

課長は、一定の根拠を持っておっしゃっておられるだろうと思うんだけれども、 実際には7月の正式な地方交付税の交付額の決定をみないと確かなところはわから ないと。だけれども入ってこない金を当てにして多く算出するよりも、逆に苦しく 絞って考えていれば後の楽しみが多いんじゃないかというようなことではないかと いうふうに思うんですけれども。そうしますと、予算書上で見ると地方交付税は3 億6,100万減額になってますね、昨年当初と比べると。ただ、補正では13年度はふ えてますから、これは臨時財政対策債もふえましたし、それから交付税もふえたと いうことで、結果的には46億になりました。

14年度の場合はどうなるかというのは7月を待たないとわからないわけですが、 そういうことで3億6,100万だかの減額の根拠というのが、今おっしゃった2億何 がしのものが根拠になって、そういう数字になっているんだというふうに理解して いいんですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

お答え申し上げます。

前年度の当初予算額ではなくて、我々は実態でございますので、ベースにしているのは普通交付税の昨年の実績額、交付確定額42億、それをベースにして、去年実際に交付になった額からどういう控除がなって、そしてこのぐらいが推定できるだ

ろうという形で算定をさせていただいております。

委員長

3番。

3 番

それはわかりました。

それで、この後減額になっているのはそれだけではなくて国庫支出金、道支出金、 それから諸収入が大きなマイナスになっているわけですね。地方交付税だけではな くて、公共事業の縮小に伴う補助金の減額、こういうものもまた大きいわけですか ら、そういうものも含めてこれから歳入歳出の審議をしていきます。

それで、最終的に総括的な質問ができますので、そのときに改めてまた全体についてはお伺いをしたいということでよろしくお願いします。

委員長

他にありませんか。

なければ進めます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策 特別交付金、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2目衛生費 負担金、3目農林水産業費負担金。

3番。

3 番

この農業費負担金が大幅に減額になっているわけでありますが、これはこの事業 規模が縮小してなるわけなんですか、減額になったわけですか。

委員長

農政課長。

農政課長

お答え申し上げます。

まず、右手の方に事業が2つ載っておりますが、国営農地再編整備事業負担金につきましては、平成13年から農家の負担が始まりました。最初の年度は、繰上償還が2,880万円ほど含まれておりました。ですから、この減はその繰上償還分を除いた、平年ベースでいうと348万1,000円程度になるということでの減額でございます。

それから、道営担い手育成装置整備改良事業負担金については、これは繰越明許費との関連がありまして、13年度から14年度に財源を繰り越して実施する事業、これとあわせて考えますとそれほどの減額でもないという状況になると思います。

委員長

他にありませんか。

なければ進めてまいります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農

林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料、2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、4目農林水産業手数料、6目土木手数料、7目教育手数料、3項証紙収入、1目証紙収入、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

15番。

15 番

奔渡保育所の件なんですけれども、少子化の傾向でもって奔渡保育所も厚岸保育 所と統合されるのではないかという説明が時々見受けられるんですが、その見通し についてちょっとお知らせください。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

認可保育所4つ運営しているわけでございますけれども、奔渡保育所につきましては、現在30名を超える33名の児童数をもって運営してまいっております。ただ、認可保育所を運営するに当たりまして、認可保育所の補助基準というのは、最低60人が補助運営基準になってございます。それで、私どもこの運営に当たって、年齢別教育を基本にしてまいりたいというふうなことを考えております。年齢別に1つのクラスをつくるということをきちんと行っていける保育所であり、きちんと給食も含めてやっていく保育所をつくっていきたいというのが認可保育所の使命であるというふうに言われるものとか、それができなくなったときは僻地なり、その他の保育所という、もしくは統合という選択肢があるのかなというふうに思っております。

13年度については、当初28名だったと思いますけれども、スタートしまして33名という状況になりました。ただ、新年度は実は26名という状況の入所見込みがありまして、これが半分に満たない30人を年間割るということになりますと、認可としての機能を有することが現下としては不可能というふうに認識しております。ですから、児童の状況によって、これは保育所の皆さん、町民の皆さんにお話ししていかなければならないことで、今の現在の推移する状況になりますと、あくまで推計値ですけれども、平成16年度にはどんなことをしても年間通して30人の子供たちをキープできる状況じゃないという我々の推計を持っております。これは、あくまで推計であります。

そういう状況でありますけれども、この30人を年間の中できちんと認可として子供たちを預かって保育ができないという状況になった段階で地域にお話しをしてい

かなければならないというふうに私どもは考えております。ですから、14年度20何人でスタートいたしますけれども、これは認可保育所として当然14年度についてはやっていきますし、14年度途中でそういう状況が明らかになった時点で、秋口になるかと思いますけれども、そういうことを皆様方の中にお話ししていく場になっていくのではないかなというふうに思っております。

ただ、私たちの推計値の中では平成16年度には、どうも今の保育所を運営していくというのは難しいのではないかなという状況にあるということをお伝え申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

委員長

15番。

15番

内容はわかりました。

それで、奔渡保育所のほかに町内の保育所でそういうような状況はどうなっていますか。ないですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 長

財確委員会の中でもちょっと推計数値をつくったわけでございますけれども、将来にわたって3年の状況を見ていきますと、今のところ30人を大きく割っていく保育所というのは1カ所しかない。ただ、今回の入所児童の部分で宮園が33名という状況でありました。これは、我々が予想したよりも入所児童の大きな落ち込みです。ですから、この辺が各中心校がクラスが1学級になってしまうという状況がもう既に本町からあらわれてますし、真龍は何とか2学級になっております。これがさらに1学級になったということは児童数が減っていくわけですから、そうなると保育所としても当然その辺の部分で統廃合を含めて考えていかなければならないかなと。ただ、3年以内の我々の推計数値の中ではこの1カ所しかそういう状況はあらわれないんじゃないかなという、あくまでも推計ですけれども状況になっております。

委員長

他にございませんか。

なければ進めます。

2目衛生費国庫負担金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2目民生費国 庫補助金、3目衛生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金。

3番。

3 番

1つは、防衛庁の補助金について、全体的にお伺いしたいのは、昨年度は当初で3億8,416万3,000円でありましたけれども、今年度は3億1,699万ということで6,717万3,000円の去年当初と比べると少なくなっている。12年から13年の比較ではたしか5,400万ほど減額になっているわけでありますけれども、これはだんだん減っていく、そういう傾向にあるんですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政

ちょっと、今私の方からお答えさせていただきますが、調整交付金そのものは昨年度よりも 6,500万ほど、一部は病院会計にいっておりますが、防衛庁の調整交付金そのものにつきましては 6,588万 2,000円、一応ふえたことにはなっておるんですが、ほかの民生安定補助金とあわせているんですかね。

3 番

防衛施設周辺整備事業補助金で計算するとそういうふうになるわけです。だから、 調整交付金だけでなくてほかの防衛庁の補助金も含めると総額で全体的には減って いるよということなんです。

企画財政長

はいわかりました。すみません、質問を取り違いました。

委員長

農政課長。

農政課長

部分的な話になると思いますが、農業関係の農作業機械の購入関係の補助金についてでありますが、平成13年度の実績が1億2,800万円ほどありました。事業費ベースです。これが、14年度においては格納庫事業費で7,760万円ほどということで、ここで事業費ベースで5,000万ほどの減額となっているというのが大きな動きであります。

委員長

建設課長。

建設課長

周辺の補助事業関係の中においても、トライベツ道路事業関係が該当して民生安定でやってきておりますが、この事業そのものは2カ年国債という形の中で事業が進められておりまして、平成14年度分が2割、15年度分に8割という形で2割、8割という形の中での執行になりますから、今年度はちょうど2割分の充当分ですから事業費が落ちてますけれども、同じく工事内容では15年にやる事業を債務負担で計上してますから、2割、8割という事業の関係で事業の浮き沈みが、金の少ない多いというのがあるという形で、ご理解いただきたいと思います。

委 員 長 3 番 3番。 調整交付金については、毎年増額で来て、私きちんと計算してないんですが、そ の辺についてお答えいただきたいと思います。

それから、今建設課長が言われた、これは土木費の中に入るんですけれども、さ きに向こうで進めていますので、ちょっとお伺いします。

トライベツの場合は、確かに実施計画を見ますと今年度はガタンと落ちて来年度 以降また1億円台に戻してずっと推移するような計画になっていますね。それは、 そういうことでなるんだということで理解していいわけですね。

そうしたら、調整交付金についてもう一回お答えください。

委員長

建設課長。

建設課長

質問者のおっしゃるとおりでございます。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

それでは、私の方からお答えさせていただきますが、防衛庁の調整交付金の関係は、普通交付、特別交付等々ありますが、これら順調に伸びてきているのと、それからSACO関連分で特別枠が、その演習の対応に応じて1億5,700万来る年もあれば、その規模で中規模で1億2,400万だった年もございます。それから、13年度については演習がございませんでしたので一応9,000万という形で、それ以外の部分は順調に確保されておりますが、演習の対応に応じてSACO分についてはそれなりの変動があるというところでございます。

委員長

3番。

3 番

SACOの関係については、本来であれば演習を実施してから5年で打ち切るということになっていたと思います。新年度については延長になると。その後の見通しというのはどういうふうになっておりますか。

委員長

町長。

町 長

SACOの継続の問題なんですが、本年度については継続をするということが決定をさせていただきました。今後どうなるのかという見通しについては全く不透明でございます。しかしながら、今日の財政厳しい中でこのSACOの交付金、極めて地域振興には大きな役割を果たしているという私は認識をいたしております。今後とも、継続できるように努力をさせていただきたいと私は考えております。

委員長

他にありませんか。

なければ進めます。

5目商工費国庫補助金、6目土木費国庫補助金。

3番。

3 番

住宅のマスタープラン策定事業補助金というのがあります。これは、歳出で聞けばいいんでしょうが、町長の施政方針の中でこのことがうたわれておりますけれども、基本的にはどういう考えでどういう内容のものがつくられていくのかお伺いしたいんですが。

委員長

建設課長。

建設課長

お答えいたします。

住宅マスタープランの策定事業の関係でございますけれども、それぞれ町内の各地域の特性に応じた住宅町並みづくりという形の中での基盤整備、そして制度的枠組みの整備、町民ニーズをとらえた計画的なまちづくり、住まいづくりを推進するために、総合的な住宅施策を明確に位置づけることに、より今後町営住宅の整備方針や計画的な建てかえ及び改善、維持保全を図る上からも住宅マスタープランの策定が必要という形になっております。特に、今後の町営住宅、町営住宅ばかりではございませんけれども、そういう形の中では逆にその計画がないと、補助などの採択何かも含めてできないという状況の中では、どうしてもこの問題をクリアしていかなければいけない、その中で公営住宅もそうですけれども、一般住宅もこうあるべきだというような形の総合的な計画をつくり上げるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

3番。

3 番

極めて抽象的なんですね。それは、今は抽象的なものなんだけれども、これから 計画を立てるわけだから、その中で具体化するんだと、こういうことなんですね。 それと、公営住宅を現在やって、今までもいろいろな論議をやってきておりますけ れども、それを具体的にどうするのか。あるいは、改修についてはどうするのか。 それから、公共のものだけではないんだというふうなことをおっしゃっておられ るんですが、これは民間の住宅についても何らかの計画をお立てになるということ なんですか。

委員長

建設課長。

建設課長

前段の関係については、当然公営住宅全体、厚岸町内全域のことをとらえていか なければならないです。ただ、民間の住宅まで規制云々という形のことじゃなく、 民間の住宅環境もこうあるべきだというような、そういう表現の仕方になって、規 制云々というよりも住民の意見を聞きながら、厚岸に合ったまちづくりというのはどうなんだろう、今後はこういうようなまちづくり、景観づくりにも配慮した方がいいんじゃないか、そういうふうなことも含めて位置づけしていく。抽象的と言いますと抽象的になりますけれども、ある面ではそういう大きな計画の中で具体的な個別要件がクリアされていくという形で、民間についてはある程度少し、表現的に言うとこういうまちづくり、家づくりという形の中では少し、マクロな表現になろうかと思います。いずれにしても、今年度基礎調査し、15年度の2カ年で作成しますから、今年度は基礎調査なり住民のいろいろな意見を聞きながら、15年度に計画をつくるという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

3番。

3 番

15年度に姿をあらわすと、それを見て論議してくれということなんでしょうね。

委員長

建設課長。

建設課長

当然、計画づくりの中でもいろいろ参加もしていただきながら、議員の皆様にも 参加していただきながら、地域にある特性をどうやっていくか、住宅づくりなりそ ういうものにどうやって生かしていくかという形の中ではご相談、そういうものも 持ちかけていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

なければ進めます。

7目消防費国庫補助金、8目教育費国庫補助金。

11番。

11 番

前年度の当初では小学校、中学校の補助金で高度僻地の修学旅行補助があるんで すが、今回は対象者がないということなんでしょうか。

委員長

管理課長。

教 委管理課長

済みません、ちょっと聞き取れなかったんですが、高度僻地修学旅行の補助ですか。

失礼いたしました。僻地学校におけます修学旅行につきましては、隔年で実施しておりまして、2年分あわせて2年ごとに実施しているということになりますので、14年度については実施がないということでございます。

委員長

11番。

11 番 そうすると、今年度は修学旅行の対象者がいないというふうに理解していいとい

うことになるんですね。

それで、要保護、準要保護の関係なんですが、対象者はこれも今減っているというふうに見ているんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 要、準要保護の予算計上でございますけれども、小学校費におきましては、従前の経過等も見ながら、一応74名を見込んだ数値、これをもとに出してございます。 それから、中学校につきましては49名ということで予算計上をさせていただいております。ただ、これの申請関係はこれからでございますので、当然変動も出てまいるということになりますけれども、この関係につきましてはこれまでの経過等を見まして、こういう計上をさせていただいたという状況でございます。

委員長

11番。

11 番

今在学中の子供たちを含めて教えていただきたいんですが、例えば学校に納めなけなければならないお金、あるいは学校給食費、こういう滞納だとかなかなか払えない、そういう子供たちというのは、これから準要保護にかからない子供たちの中にあるのかどうなのか、現状ではどうなんでしょうか。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長

お答え申し上げたいと思います。

例といたしまして、給食費の関係が出ましたので、給食費の方から申し上げさせていただきたいと思いますけれども、給食費の関係でございますけれども、12年度末現在でございますけれども、滞納になっている関係でございますけれども、世帯数で申し上げますと7世帯という形に相なっております。

11 番

小中合わせて。

教 委 管理課長

そうです。小中合わせまして7世帯ということになってございます。

12年度分だけで申しますと3世帯という状況です。基本的に、いわゆる要保護、もしくは準要保護ということで就学援助費、これらにつきましては給食費、こういったものについては一応全額見るというような形になってございますし、そういった部分については、いわゆる納めていただくという形に相なってございます。ですから、なお私どもこの就学奨励の関係、非常に厳しい状況になってきているという認識も持ってございますので、その辺につきましては学校を通じまして、こういう制度があるというような周知をしながら、いわゆる制度を知らないまま過ごすとい

うことのなように配慮してまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど言いましたそれなりの制度に基づきまして、学用品の購入費であるとか、そういったようなものも支給されております。こういった部分の手続関係、それぞれ学校を通じまして学校を窓口に現在実施しておりますので、そういった中からしますと、いわゆる学校に対する父兄教材と言いましょうか、親負担の部分、こういったものについてもそういった中でもって十分賄うような形に相なっているという状況でございます。

委員長

他にございませんか。

10番。

10番

2節及び3節、小学校補助金と中学校補助金の中に理科教育等設備整備事業補助金というのがあります。これは、補正のときに大幅減額になっていたので、そのときにもちょっとお聞きしているんですが、今年度と言いますか、平成13年度については小学校費の場合には110万という当初予算が大幅減額になって約60万になったんですね。それから、中学校費の場合には45万の当初予算が半分の24万6,000円になっているわけですね。それについては、国の方の諸般の事情によりがばっと削られてしまったというお話で終わりましたが、今回前年度110万をつけて約半分になった小学校費の方が60万を当初からつけているわけです。ところが、前年度45万をつけて25万程度になってしまった中学校の補助金については95万つけているわけです。このあたり、どういう状況にあってこういう形になっているのか、その経緯を説明していただきたいと思います。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委管理課長

実は、この理科教育の関係でございますけれども、おっしゃられるとおり14年度につきましては小学校費の方で補助金ベースで60万、それから中学校補助金ベースで95万、事業費ベースになりますとこれの倍ということに相なるわけでございます。実は、この小学校、中学校費の部分でございますけれども、昨年この理科用備品の関係、事業関係を進めてきまして、そういったいろいろな要望をとってまいってきております。そういった中で購入してきておるわけでございますけれども、やはり中学校費の方に少し多くの整備を必要とするであろうというようなことがちょっと見えてまいりましたので、そういった判断の中で総体事業費の中で中学校費、小学校費それぞれ振り分けた中で予算計上させていただいたというような状況でござい

ます。

委員長

10番。

10番

そうすると、この理科教育設備備品といわれるものの比重の置き方が去年とこと しでは方針が変わったと、そういうふうに考えておいてよろしいわけですね。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 今、申しましたように何を必要なのかという部分について、それぞれ昨年段階でもって、各学校に出していただいております。補正のときにも言いましたように、そういった中から額の中で厳選をさせていただいたという経過がございます。そういった部分も考慮しながら、14年度につきましてはこういった予算の配分の仕方をさせていただいたということでございます。

委員長

10番。

10番

いい悪いの話をしているわけじゃないですから、内容を聞いているわけですから。 そうすると、昨年この理科用の備品ですから、毎年ちょこちょこ出てきて、そして 去年は全然出てきてなかったものがことしになったらぼんと出てきたというようなものではないわけでしょう。ある程度、去年なら去年に各学校から一斉に出してもらった。1年ではできなければ何年かに振り分けてやっていこうということですね。 それで、去年の場合にはその事業でまず小学校の方を重点、中学校よりは割とといっても数が違いますから、ちょっと一概には言い切れないとは思うけれども、割と小学校の方の急ぐものからというような形でやったと。ただ、事業費の中に補助金においては半分程度に削られたためにちょっと苦しいところもあったでしょうけれども、何とかやりくりしながらやっているんだと。今年は、2年目だから今度は中学校の方に重点的にやっていこうというような考えに受け取っておけばいいのかということなんです。

それで、これはいわゆる継続事業というのは明確なものではもちろんないだろうけれども、何年ぐらいかけて各学校から出てきた要望を、といってもある程度長い地域になれば最初のころのものがまた新しく出てくるというようなことは当然あるでしょうけれども、昨年度に一応要望出して一覧表をつくったとすると、それに関しては何年ぐらいで大体一わたりさせていこうと考えているのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長

まず、最初の配分の考え方でございますけれども、ただいま10番委員さんのおっ しゃったような考え方の中で14年度の予算の計上の仕方をさせていただいておると いうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、もう一点の方、充足率との関係でございますけれども、いわゆる国の 補助制度でございまして、そういった部分においては学校の規模、大きさ、学級数 だとかこういったようなもので、金額の目安として出されております。そういった 金額の基準目安からいきますと、まだまだ充足率はかなり低い状況にあるというこ とでございます。

それで、私どもいわゆる財政的な部分、補助事業ではありますけれども、そういった部分も考慮しながら財政当局の方と調整した上で、毎年大体同額の、いわゆる事業費ベースのもので同額のものでいこうというふうに考えております。ただ、これが何年先続くのかという部分でございますけれども、補助のいわゆる基準に持っていくという形になりますと、これは金額ベースでございますけれども、まだしばらく継続していかなければならないというふうに相なるかと思います。ただ、実態といたしまして金額だけでいかなくて、学校によってはこれが必要だ、それからこのものが必要だという部分が出てまいります。それは、学校の生徒数だとか、いわゆる基準以外の部分で考慮していかなければならない部分、こういったものを見きわめながら厳選して教材を整備していかなければならない、こういうふうに相なるかと思います。

それで、何年までで全部学校要望 100%を充足できるのかという部分につきましては、ちょっと非常に難しいところでございますけれども、いずれにいたしましても、新しい学習指導要領に移行してきておりますし、そういった中でいわゆる学習、授業時間、こういったものに支障ないような形、こういった部分を十分考慮しながら購入するものについては厳選してまいりたいなと、このような考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長

10番。

10番

余り難しく考えられると困るんですけれども、要するに私の言っているのは、あなたたちの方で、昨年各学校からの要望をまとめたというふうに答弁の中でおっしゃっているわけです。そうすると、それについて今言ったように基準額はあるでしょう。それから 100%なんてことは、金が幾らあっても足りないわけでできないと。

ただ、今受けている昨年まとめたものについて、大体自分たちとしてはこの程度のものまでは、差し当たって充足させていきたいというものがあるのかなと思ったんです。そうであるならば、それは例えば向こう3年ぐらいの間には何とかしてしまわなければならないなと。できるできないは次の問題ですよ、財政との関係もありますから。というようなもののめどはどういうふうに考えているのかなと、そういう話なんです。

委員長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 ちょっと、今要望があった昨年度の最終的な明確な数字は押さえておりませんけれども、昨年度で言いますと当初予算ベースでいきますと 210万事業費ベースだったと思います。これに、大体今年はこのくらいの事業費ですよというような部分を示した上で要望をとっておりますので、そういった中で要望がきているという部分については、各学校ある程度厳選して出してきているという数字になってきております。ですから、要望そのものについてはこれを上回る、例えば倍も上回るような数字では出てきていなかったというふうに記憶してございます。

ただ、要望を取りまとめる段階では、大体今年の持てる予算はこのくらいですというような部分、繰り返しになりますけれども、示した上でのものになりますので、これが学校側の方でそれ以上の実際には要望という、いわゆる制限なしでの要望をとった場合についてのものというのは正規のものとしては押さえてございません。 目安となるのは、先ほど申しましたように国が示している一つの基準、こういったものでしか今のところ押さえておりませんので申しわけございません。

委 員 長

他にございませんか。

なければ進めます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、9目産炭地域振興事業国庫補助金。

15番。

15番

国庫支出金の産炭地域なんですけれども、国庫支出金といえば町住とかトライベ ツ道路、あるいは砂防ダムとかという補助がついているわけですが、産炭地域振興 事業国庫補助金の場合、何の事業につけたものか教えてください。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 お答え申し上げます。

これ自体は一般財源なんですが、この金額の根拠になっている部分としては、公営住宅に、あるいは河川、下水道、それらを根拠にかさ上げして、それらの分でこの金額が入ってくるであろうと。それの使い先、充当につきましてはこれの性質としては一般財源ということで、特にこれをどこどこに充当するとかというたぐいのものではございません。金額の根拠になるのは前年度の事業でございます。

委員長

15番。

15 番

それじゃ町営住宅、それから例えば河川と言いますと門静の小川だとか、汐見川だとか、そういうものですね。それから、今行われている公共下水道だとか、そういうものに配分する仕組みですか。

企画財政

配分ではなくて、それから来て充当は一般財源ということです。

委員長

他にありませんか。

なければ先に進めます。

3項委託金、1目総務費委託金、2目民生費委託金。

3番。

3 番

歳出でもいいんですけれども、せっかく資料を出していただきましたので、ちょっとご説明いただけますか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課

昨日の資料請求にも出てきました資料をお届けさせていただきました。

児童扶養手当の受給者状況、さらには3枚目にございます特別児童扶養手当の受給者状況について、この資料を作成させていただきました。児童扶養手当につきましては、離婚などによりまして母子家庭等の生活安定と自立を助けるということで、これは扶養手当が支給されておられますけれども、個々の年度の説明でございますけれども、月数で動いてまいりますので、12月末ということ、各年度の12月末ということで受給者数をちょっと固定化させていただいて数値を出させていただきました。

そういう中で、平成9年12月末でございますけれども、受給者数としては83名おったと。その内訳として、この下にあります児童扶養手当の月額の区分があるわけでございますけれども、全部支給、一部支給というのがございます。さらに、所得があるために支給停止ということが資料でご説明申し上げますけれども、そういう状況に相なります。ですから、平成9年12月末日では全部支給の方が70、さらに一

部支給の方が7名、支給停止が6名、その支給停止の理由として、次のページにございます所得の基準があるわけでございますけれども、本人の所得の制限、さらには扶養義務者の所得の制限には支給停止になられた方々については、1番が3で扶養義務者の所得制限で3人が支給停止になった計6名が支給停止になるという状況であります。

この制度なんですけれども、過去における議会においても議論があったというふうに思いますけれども、2ページ目をお開き願いたいんですけれども、この支給に当たっての収入額の把握、さらには控除後の額ということで、平成9年度ここに書いてございますけれども、本人全部支給の場合、ゼロ人から5人、5人以上となってございますけれども、平成9年度につきましてはゼロ人ということで110万8,000円、これは全体収入と言うんですか、控除後の額として45万8,000円が所得制限額として、この所得を見て受給があるかないかということを決定してまいっている数字でございます。

さらに、これにつきまして全部支給の場合、平成9年度については前のページに 書いてございますけれども、4万1,390円がこの基準以内であれば支給になる。本 人の全部支給については、平成9年度以降13年度まで収入額、所得制限額の変更は ございません。

ただ、2番目の本人一部支給額につきましては平成9年度の扶養親族数ゼロ人のところでお話させていただきますけれども360万3,000円が総収入でございますけれども、10年度は245万7,000円、こういうことで収入額も減額をされているという状況にありまして、10年度以降13年度までそれらが続いている。

さらには、3番目でございますけれども、扶養義務者等の所得制限の関係では、 扶養親族等のゼロ人のところでお話させていただきますけれども 824万円の収入額 に対して、10年度には 362万 5,000円という数字に制限されておりまして、10年度 以降13年度はこの数字で受給者の支給停止の額が定まっているという内容であります。

それで、このゼロ人ということなんですけれども、離婚したばかりの場合扶養義務者は扶養があっても、主人の方の扶養になっておりますので、一般的にはゼロということで、一番初めにこの制度で離婚されてここに相談される方は扶養がゼロということでまずスタートさせる。その後、お互いの話の中で扶養が変わった段階で

所得制限が変わっていく。ただ、その段階離婚したばかりの女性の場合の保護の関係でございますので、基本的には所得がないというのが実態でありまして、ここに位置づけされて支給開始されるということがあります。

それで、特に前のページに戻っていただきたいんですけれども、ここでこの制度 支給の所得制限が厳しくなったために、見ていただきたいんですけれども、受給者 としては平成9年12月末に83名、さらに10年の12月には85名、さらに11年の12月には 103名、12年の12月には 102名、13年の12月には 106名と受給数等はなっておりますけれども、ここで特に制度が導入されました10年度以降、支給停止が6名のところが10年度12月末でとめてみますと13名の方々が支給停止になっている。さらに 11年度では16名、これは所得の増減ございますけれども、12年の12月には10名、13年の12月末日では9名の支給停止になっている。これは所得の制限にひっかかっている方でございます。

支給額につきましては、その下に書いてございますけれども、平成9年度4万1,390円の全部支給からは若干数字は上がってございますけれども、13年度は4万2,370円になっている。一部支給はこの大体半分ちょっとなんですけれども、2万7,690円が2万8,350円、第2子加算として5,000円ずつの加算、さらに第3子がいる場合については3,000円ずつの加算という状況になっているということであります。

それと、もう一つは特別児童扶養手当の関係でございますけれども、これにつきましては身体や精神に障害のある満20歳未満の児童を有している方でございまして、一部この児童扶養手当と重複支給になっている方がおりますけれども、この内容について3ページで説明させていただいてますけれども、平成9年度14名、10年15名、さらに11年15名、12年19名、13年度22名という状況になっております。

これにつきましては、1級と2級がございまして、この下に金額が書いてございますけれども、1級になりますと5万 350円の平成9年、13年度では5万 1,550円で若干の増加になってございます。2級としては3万 3,530円の支給になりまして、13年度では3万 4,330円になっております。

これにつきましては、逆に次のページを見ていただければわかるんですけれども、 所得の取り扱いとしては若干なんですけれども、平成9年から10年に当たりまして、 平成9年、10年のゼロ人のところを見ていただければわかるんですけれども 630万 1,000 円、租収入でお話いたしますけれども 642万円ということで11万 9,000円ほどアップをしている。それと、その下の扶養親族義務者等の所得制限でございまして、ゼロ人のところが 824万円が 831万 9,000円、7万 9,000円アップして、それが10年度の数値が13年度にずっと据え置きの中で推移をしているという状況になっておりまして、ここで1級、2級含めて受けている方については支給停止はないという状況になっております。

以上でございます。

委員長

3番。

3 番

わかったようなわからないようなややこしい問題でありますが、私が聞きたいのは、今年の8月から児童扶養手当については、所得制限が強化をされて受けられなくなる人が出てくるということが心配されています。いわゆる、小泉内閣の構造改革の傷みの部分がここにあらわれてきているということが言われているわけです。そういうことで、どこが変わるのか、私の知り得た範囲ではこの児童扶養手当の平成13年月額4万2,370円、ここのところが一番最低が年収130万から1万上がるごとに2,000円ずつこれが削られていく。最終的に365万になると月1万円、ですから年間12万ですか、今51万です。だから、それしか扶養手当がもらえなくなる。国は、総額で2億削るわけです、この児童扶養手当については。離婚であるとかシングルマザーというのが毎年4万ぐらいずつふえてきているということで、当然予算をふやさなければならないにもかかわらず、今回それが削られて8月からは受給ができなくなる世帯が出てくると、こういうふうに聞いているものですから、当町の影響としてはどうなのかなということが基本的には知りたかったんです。そういうことで、資料も出していただいたということで、わかる範囲で説明していただきたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

今回の中の、今委員おっしゃいますとおり、新たなる児童扶養手当の改正ということで動きがあって、我々もその部分を具体的にまだ下りてきておりません。ただ、ここで確かに児童扶養手当の所得関係の見直しということでございまして、我々が見ている中では、終了することによって収入があるということによって、その手当がすぽんと落とされるような状況になることが緩和されるというふうな状況もちょっと来ているんですけれども、それがどうなるかということは、まだ不確定なとこ

ろがある。

それと、逆に言うともう一つは、養育費の関係の問題がどうのこうのということも情報として入ってきてまして、確かに14年度から順次直していくと。どういう直し方をするかということは、私ども今の段階でちょっと試算をまだしていない状況です。ですから、8月だからゆっくりしているわけではないんですけれども、もう少し情報を集めた段階で幾らぐらいということを出していきたい。これは、まだ揺れている部分もちょっとあるというふうに我々思ってますので、ですからもう少し、この3月の議会の中で出せるかどうかということはちょっと難しいのかなというふうに思っているんですけれども、8月前にきちんとした形で出していかなければいけないなと思ってますけれども、そういう状況であるということをご理解願いたいなと思っているんですけれども。

委員長

3番。

3 番

国の予算は衆議院を通って今参議院で自然成立することになっていますね。4月3日でしたか。予算の中に、当然予算が決まれば予算措置で決まってくるわけですから、わからないと言えばわからないんでしょうけれども、大体こういうことになるというのはご承知ではないかというふうに思うんです。そんな、あなたは不勉強な課長ではなくて、大変優秀な課長でおられるので、そのぐらいのことは既に試算をしてこの程度になるんではないかというふうに計算をしておられるのではないかと思ってお伺いをしたわけであります。

それで、実際としては 103人ぐらいですから、全体としては37%ぐらい受けられない世帯が出てくると。全体で70万世帯、それで51万世帯ぐらい対象になるというふうな話を聞いておりますが、そういうことでどの程度の影響かなということが心配されるものですからお伺いしたわけです。そういうことです。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

その部分については、私どもも心配をしている部分でございまして、今資料が過去だと言ったものですから、過去のものを出させていただきました。これ、許されるならば歳出の段階まで、ちょっと大きな数字じゃないんですけれども、その程度でよければちょっと数値を出させていただきたいなと思いますので、ご理解願いたいと思います。

委 員 長

他にありませんか。

なければ進めます。

4目土木費委託金、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、2目衛生費道負担金、2項道補助金、1目総務費道補助金、2目民生費道補助金。 16番。

16 番

ここで、母子通園センター事業の補助金が昨年から見れば、今回の補正を含めて 倍になっているんですが、どう変わってこういう金額になってきているのか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

母子通園センターにつきましては、浜中と厚岸で両町ということの地域の療育センターとして運営させていただいておりますけれども、実は今までランクでいきますとA、B、C、Dとあるんですけれども、2型のCランクという補助基準の中で補助金をいただいておりました。これにつきましては、月額38万ぐらいで大体 450万の年間基準額の2分の1ということでいただいていたわけでございますけれども、これは基準として5名から9名という療育を行う人数の基準でありました。これが、10名から19名Aランクというのがあるんですけれども、これは週5日以上毎日療育をやってございますので、大体月75万、それで900万の2分の1の補助を受けて、国の方と1年前から折衝するわけでございます。

補助のランク上げについては行っておりまして、本当は去年からなっているわけです。今年からなったんですけれども、国の補助枠の関係で1年置かれた。それで14年度からこの補助枠に基づいて、約900万の2分の1をいただきながら、補助金としては450万程度いただきながら、この事業をやっていって、実際的には平均ですけれども13名の方々が平成13年度おられました。14年度におきましても、その程度の厚岸、浜中の療育を受ける方が個別療育ですけれども、いるということでランク上げをしたために、こういう補助金を受ける。

体制については、職員2名専任がいますけれども、所長として補佐をつけておりますし、さらに指導技師が療育の部分に入っておりますので、職員体制についてはAランクで3名になります。ですから、常勤職員も含めて入れていいということでございますので、この金額の中で2名の従来の保育士、さらにはセンター長、さらに指導技師ということの中で、今までと同じ療育の中で網羅していくということになりますけれども、補助金がこういうふうにアップしてきて、人もふえたためになったということでございます。

以上です。

委員長

16番。

16 番

13年度から該当しているということですが、今現在13名、これは浜中と厚岸町と それぞれどの程度いて、13名というのはこの13年度から10名以上を超えたことによって14年度から補助いただいてやるということのようですけれども、まずお互いの 町にそれぞれ何名ぐらい、そしてこれからまたさらに10名超えてまだ頭出しの部分 のような気がするんですけれども、こういった状況がかなり続くのかどうなのか、 やっていかなければならないのか、その見通し。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

ちょっと一部答弁修正させていただきたいんですけれども、当初13名だったんですけれども、最終的に3月末で19名という状況になっています。それで、浜中から6名の方が厚岸に療育として来ています。それと、11年度時点では10名前後だったんですけれども、12年度、13年度において、特にアミカに専用施設ができたということで、子供を安心してそこに預けていけるという保護者の信頼感も得られてきたのかなと。先生方の努力もあるんですけれども、そういうことでそういう状況になってきております。それで、この状況というのは続いて、このぐらいの療育をする方々というのはあらわれてくるというふうに思いますし、さらにこの上のランクも実はあるわけでありまして、1型というのがあってその上のランクでいくと、まだ年間1,400万という補助基準の中で運営していくものがあるんですけれども、その基準にも実は厚岸町の母子通園センターというのはなっている。職員体制を含めてきちんとなっているという状況になります。ですから、その辺のことが整って、さらにその19名がふえていくような状況、20名を超える状況があるのであれば、その上のランクの部分で、母子通園センターの運営をしていかなければいけないなというふうに思っております。

委員長

16番。

16番

見通し、このことはふえてよくないことですけれども、1型ということになると、 今の状況から人数だけですかね。状況としては、先生とかあるいは設備とか、そう いったものは今満たされているようですけれども、後は入所児童というか、子供に よって1型の適用になるという見通しでいいのかどうなのか。

委 員 長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

大体、この療育関係につきましては、平成8年からやってきておるわけなんですけれども、一般的に掘り起こしというんですか、そういう方々を含めて療育に行く方というのは、掘り起こしがされたのかなというふうに思うと、まだ理解されていない方も何人かいますけれども、ですからこれ以上にどんどん上がっていく状況はないのかなというふうに、今の段階では出現率がありますから、そういうふうに思っております。ですから、大体20名前後というのが、わかりませんけれども、これからの状況というのは、この療育を受けている方々の状況なのかなと。そうすると、上のステップも望めば受ける状況にありますので、内容にもちょっと伴うこともございます。やる中身もきちんとしていかなければいけないということがありますので、その辺も含めて今Aランクに上がったばかりでございますので、やっていること、療育の中身を充実しながら次のステップに上がる問題は上がっていきたいというふうに思っております。

委員長 16番。

16 番 努力されていることはわかります。これは、親の姿勢の問題もあるし、社会的環境というか、最近はうまく若い世帯なんかは昔と違ったイメージを持って堂々としてきている部分があるので、そういった形では対応していかなければならないだろうというふうに思います。その辺、ぜひ配慮いただきながら努めていただきたいなというふうに思います。答弁はいいです。

委員長 他にありませんか。

なければ進めます。

3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金、5目商工費道補助金。 7番。

7 番 4項のうちの第2節で農業費交付金の内容をお聞きしたいと思います。

中山間地域直接支払い事業で、13年度は 9,315万となっておりますが、今年度 8,250 万円と減額になっておりますので、その理由をちょっとお知らせ願いたいと 思います。

委員長 ただいまの質問は4目でしたね。それでは4目に戻ります。

農政課長。

農政課長 お答え申し上げます。

昨年は、この事業の初年度でありまして、面積を確定するために航空写真を撮っ

て、そこから面積を割り出すという方法をとりました。予算計上時点においては、 まだ面積が推計の段階でありましたから、誤差が生じております。ですから、今年 は実績に基づいて、実績と、それから14年度において新たに交付対象となるものを 加えて予算を計上したところでございます。

委員長

8番。

8 番

項目おくれまして申しわけございませんけれども、1節の食糧環境基盤緊急確立 対策事業、これは新しい事業だと伺ったんですけれども、この事業の内容、そして 総事業費、どのぐらいでやる事業なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いま す。

委員長

農政課長。

農政課長

お答え申し上げます。

食糧環境基盤緊急確立対策事業でございますが、前の制度といたしましては、いわゆるパワーアップ事業と言われるものがありました。それにかわる事業として、北海道が創設をしたものでございます。この制度の実施期間でありますが、土地基盤整備、いわゆる草地とか、あるいは排水とか、この事業につきましては平成13年度から17年度までの5年間でございます。

それから、畜産環境整備という事業につきましては、これは堆肥舎、尿だめ、スラリーストア等の家畜ふん尿利活用施設の整備でありますが、これについては平成13年度から家畜ふん尿新法と言われております法律の求めている期限であります平成16年度までの4年間ということになっております。

対象工種が、このように土地基盤整備と畜産環境整備に分かれているわけでありますが、土地基盤整備につきましては農家負担、継続地区については従前のパワーアップ事業と同じ5%、それから13年度以降の新規採択地区については 7.5%の農家負担ということになっております。一部、土層改良という工種におきましては 7.5%、10%という負担もございます。もう一方の畜産環境整備につきましては、前のパワーアップ事業と同様、農家負担は5%ということになっております。

そこで、厚岸町といたしましては、これは北海道が創設をして市町村がどれを選ぶか、市町村の選択権があるわけでありますが、厚岸町といたしましては畜産環境整備、いわゆるふん尿利活用対策についてのみこの事業を適用するということで、今回の財政措置になったものでございます。

これは、平成14年度から新たに始まります畜産基盤再編総合整備事業、厚岸東部地区、別寒辺牛茶内原野トライベツ地区の事業に関する、この農家負担の軽減対策であります。この厚岸東部地区の事業の工種は主にふん尿利活用施設の整備ということになっておりますので、それを適用して、農家負担の軽減を図るという内容でございます。

委員長

8番。

8 番

そうすると、土地基盤の方はやらなくて、ふん尿の方だけを選択したということですね。これが、いわゆる平成16年度までの、そうすると4年間ですか。そして、農家負担が7.5%ということで、東部地区をやるということですね。それで、受益農家の戸数は総体的にどのくらいあるかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長

農政課長。

農政課長

正確な数字が必要でしょうか。

8 番

おおよそで結構です。

農政課長

25件前後というふうに記憶しております。

委員長

他にございませんか。

なければ進めます。

5目商工費道補助金、7目教育費道補助金、3項委託金、1目総務費委託金、3 目衛生費委託金、4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金、6目土木費委託金、7目教育費委託金。

昼食のため休憩いたします。午後の再開は1時とします。休憩時刻11時54分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻13時00分

50ページ、財産収入から入ります。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目生産物売払収入、2項農業施設売払収入。ありませんか。

なければ、15款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、17款繰入金、1項基金繰入金。

3番。

3 番

基金の繰り入れが行われております。前年度と比べて 6,764万 2,000円多くなる

わけです。ところで、1月30日の例月出納検査の基金の残高がありますが、これは 現在も変わりないんですか。この基金繰り入れを行ったときの。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

今の段階では変わってないと思います。 3月の補正で新たに積み立てたりはありますが、その分はまだ実行されておりませんので、残高についても、それから繰入金についても1月の段階での変化はないと思います。

委員長

3番。

3 番

1月30日現在で、財政調整基金の残高は3億4,946万2,000円、減債が1億8,143万5,000円、地域づくり推進基金が2億2,020万9,000円、それから老人福祉基金が1億65万というふうになっておりますが、これから繰入金を差し引いたものが基金の現在高というふうに考えていいんですね。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

基本的にはそのとおりでございます。 1月末の数字に、例えば財政調整基金でございますと 3億4,900万、1月の残高の数字に3月に計上している積立金200万、それを積み立てるという作業が残っておりますが、基本的には現段階ではこの残高で推移するものと考えております。

委員長

3番。

3 番

今回の繰り入れを行った 6,000何がしあるんですが、例年に比して特段に多い額 を繰り入れたというものではないと思いますが、いかがですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

昨年も5億1,800万ですから、去年に比べまして6,700万、14年度で繰入金がふえるという形になります。その内容は、小規模商工業者の近代化基金の繰入金、これが例年と違って新たにふえる部分ですから、実質そういう意味では前年度と他の繰入金については、ほぼ同じ額であるということが言えようかと思います。

委員長

他にありませんか。

10番。

10番

小規模商工業者設備近代化基金繰入金のところなんですがよろしいでしょうか。

委員長

長はい。

10 番 小規模商工業者設備近代化基金というものの制度を、今回大きく変えるというような話がありましたので、ここでちょっと説明をしていただきたいんですが。

委員長

商工観光課長。

商工観光 課 長

ご質問の件お答えいたします。

議会全体の日程で申し上げますと、前後して申しわけないんですが、後ほど追 加議案で条例提案をさせていただくという流れでございまして、その前に歳入も含 めて予算の議論をしていただくというのは大変申しわけないなというふうに思って おりましたが、設備近代化資金につきましては、現在審議いただいております基金 6,000 万を運用いたしまして、銀行さんにこのお金を預けまして、直接貸し付けを するという制度をとっておりまして、14年度の制度運用に当たりまして、実は一般 財源の確保という見地、それからペイオフの問題が14年度は当面ないにしても、15 年度には 6,000万の額という形でいきますと、これもどういう形で対応するんだと いう問題も含めてあるということ。それから、銀行さん今貸し付け資金たくさん持 っていらっしゃるという中では 6,000万程度の町の制度融資に関しては、銀行さん のプロパー資金を利用できないかという相談も実は率直にさせていただきまして、 なぜそういうご相談を申し上げたかと言いますと、利子補給制度でこの制度を維持 していこうという前提の議論があって、そういう議論を進めてきたわけであります。 したがいまして、14年度の設備近代化資金の貸し付け制度については、資金は銀 行さんの資金を使わせていただきたい。町は、これに対して全額の利子補給をして いこうということで、従来の制度と同じ制度のものを進めていこうという内容でご ざいます。

委員長

10番。

10番

予算委員会の範囲を越える質問になった場合には、ちょっと委員長お許しをいた だきたいんですが。

委員長

はい、了解しました。

10番

これの基礎になる条例が、この予算の審議が終わった後に出てくるというんです。 そうすると、この基金繰り入れということの根拠がないままに予算に上程されてい ることにならないかと思うんです。審議できるんですか。

委員長

商工観光課長。

商工観光課 長

条例提案がおくれてましたことについてのご指摘がございましたので、おくれた 経過だけちょっとご報告させていただきますが、当初議案で上程させていただくべ き、内部の決済等も含めた準備をしておりました。その時点では、条例の題名その ものは貸し付け条例という性質を生かしながら、中で利子補給の規定を整備をしようということで、実は部内の新しくできました条例等の審査委員会にお諮りをいたしました。その時点で、従来は町の資金を貸し付けをするという意味では、貸し付け条例という精神でよかった。新しく考えているものについては、利子補給条例という形で見直すべきではないかというご意見がございまして、担当課として早速利子補給条例としての規定の整備に取りかかったわけでありますが、日程的にちょっと余裕がございませんで、そういう意味で大変申しわけないんですが、追加議案として提出をさせていただくということで、議会事務局等との調整の中では14日に追加議案として出させていただくという日程になっておりました。

委員長

10番。

10番

基金繰り入れの法的根拠が現状であるんですかと聞いているわけです。

委員長

商工観光課長。

魔工観光

追加議案で出させていただきます条例の中で附則処理としまして、基金条例を廃止をするという規定を設けておりますから、現時点では歳入として14年度で基金繰り入れがあるという前提ではないというふうに判断をしております。

委員長

10番。

10番

法的な根拠のないものが計数として上がっているわけですね。

委員長

商工観光課長。

商工観光

おっしゃるとおりでございます。

10番

審議できないわ。

委員長

町長。

町 長

答弁調整のため若干時間をかしていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻13時12分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻13時22分

10番さんについてのご質問なんですが、町長部局の方では、今日はこの部分を保留しておきまして、明日条例案を提案しまして、本会議で処理し、その後再度この項目についてを審議すると、こういうふうにしたいという申し出がありましたんですが、よろしいでしょうか。

10番。

10番 わかりました。一応、保留というか凍結にしておいて、先に条例を審議するという便法をとろうということであれば、それはそれで私の方は異議はございません。

ただ、一言申し上げますが、急に決まったものでないこういうものについて、事務の手違いか何か知らないけれども、それで遅くなって予算に先立っての条例が提出できなかった。そして、その後の追加議案で出さなければならないというのは、明らかな失態ですよ、これは。物によっては、非常に国の方の状況が変わったり、それからぎりぎりまでいろいろな予算が決まらなかったりというのはあります。だけど、本件に関してはそういう言い訳は成り立たないでしょう。これはきちんとしてもらわなければ困る。

それから、またもし何らかの形で今言ったような特別な事情があって、そして予算に盛り込むことが、このように順番が逆になるのであるならば、新年度予算のそこは省いておいて、追加議案で条例と補正を一緒に出してくるとか、そういう配慮というものが、これは審議をしていく上での妥当性からいって必要なことだと思うんです。それで、今後については十分にそういうようなことをご考慮いただきたいと、これは切にこちらのお願いすることなんですが、いかがでしょうか。

委員長

町長。

町 長

本当に、適切でなかったことについては強く反省をいたします。課といたしましても、利子補給制度導入にかかわる所要事項を整備するだけでいいだろうという考えで立っておったことも事実であります。今、室mm委員から指摘がございまして、全く申しわけない。今、委員長様からご配慮いただきましたとおりの処置の中で、今後の論議をさせていただければと、かように考えますので、ご理解よろしくお願い申し上げたいと存じます。

委員長

3番。

3 番

追加議案をお出しになるんですね、明日。追加議案は、それ1件ではないでしょう、ほかにもあるんでしょう。予算計上を伴うものはないんですか。

委員長

町長。

町 長

その他もございます。申しわけありませんが、提案条例含めてそれぞれ明日提出 させていただきたいと、かように思いますのでよろしくお願いします。

3 番

今と同じようなことになると困りますのであれしてください。

委員長

それでは、8目の件につきましては保留といたします。

戻りまして、2目減債基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金、5目老人福祉基金繰入金ございませんか。

なければ先に進みます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、 1目延滞金、2目加算金、3目過料、2項預金利子、1目町預金利子、3項貸付金 元利収入、1目中小企業融資資金貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利 収入、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入、4目北海道東方沖地震災害援護資 金貸付金収入、5目地域総合整備資金貸付金収入、4項受託事業収入、1目交通災 害共済受託事業収入、2目医療受託事業収入。

11番。

11 番 この医療受託事業収入なんですが、これは何年間同じ額でいくんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉 年数もちょっと押さえてないので、お時間いただければ、すぐわかりますので、 課 長 済みません。

委員長 休憩いたします。 休憩時刻13時36分

委員長 委員会を再開いたします。

再開時刻13時38分

保健福祉課長。

保健福祉 課 長 大変、時間とらせて申しわけなく思っております。

昭和51年に、金額は 250万で浜中から協力費をいただいている内容になってご ざいます。大変、申しわけございませんでした。

委員長

1 1

11番。

番 この受託事業収入、昭和51年から換算すれば何年になるのかな。二十七、八年たつんですか。当時と今と、その間に高度成長もあればバブルもあれば、今になったら今度は落ち目になってきて、大変な状況になってきて、この額も今度は減らしてくれなんて言われるんじゃないかなと思って心配をして手を挙げたんですが、これは昭和51年から今までに、この事業収入は浜中町の町民が救急だとか、そういう関係で来る場合に厚岸の町立病院が受け入れをするということが主な内容ではないのかなというふうに私は理解しているんですが、この利用頻度だとか、そういうものを考えたり、今までの物価だとかそういうもの、医療費の増嵩だとかいろいろ考え

た場合に、この問題でどういう対処をやってきているのか、ちょっと説明をお願い いたします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

今、委員おっしゃいますとおり、浜中町の24時間救急医療体制の部分で、いただいているという内容になっておりまして、ただ浜中の言い分も含めてあるわけでございますけれども、病院の意味合いといたしまして、市町村に24時間救急をやるからといって負担を強いるということについてのことはでき得ないというふうに基本的には思っております。病院としての使命として当然あるというふうになっておりまして、確かに別途浜中から含めて消防の救急車が入ってまいって、ここで受け入れをしているという実態があるというふうに聞いておりますけれども、いずれにしても、利用としては町立病院として厚岸、浜中のエリアを賄っている中核病院というふうな位置づけになっていると思いますけれども、そういう中でのこれの何人来るからこの金額を250万から上げてくれという議論は、今の状況の中で、過去においてもいろいろな経過がありますけれども、行っていけないような状況にあるんじゃないかなというふうに担当としては認識しております。

病院については、町立病院の事務長の方から実態についてありましたらお願いしたいと思います。

委員長

病院事務長。

病 院 事務長 今の患者の実態でございますけれども、ちょっと実態は把握しておりませんけれ ども、かなりの患者さん、特に救急患者は受け入れているのが実態でございます。

先ほど、保健福祉課長の方からもお話がありましたように、私も記憶している中では、当時救急体制の中で当然浜中町はそういう体制をとっていない中で、厚岸の方でそれを担っていただくということで、そういう話のもとでこの 250万というのが出た経緯を聞いておるわけでございますけれども、実際浜中町の政策的な問題かなというふうには思っております。先ほど課長がおっしゃったように、当然もらうべきものかどうなのかは大変難しい内容なのかなと考えております。いずれにしても、こういう財政状況でありますから、少しでもいただければ町の病院運営にも潤いができるといいますか、その辺で運営の方の一部に充てることができるということで、今いただいているのが実態でございます。

委員長

11番。

11 番

法的に無理やり負担させるということには、このお金はならないということは、前から言われていますし、そのような扱いをされてきているというふうに私は理解していたんですが、ただお互いの町の町民の健康というか、そういう救急の医療体制充実のために、厚岸町の町立病院は設置されているわけですし、それを近隣町村のそういう救急患者の受け入れをするという体制をとっているわけです。そういう中で、浜中町もこの負担をするに当たっては、それなりの理解を示してこの問題を浜中も応分の負担をしようということで始まったものだと思うんです。それで、今の話を聞いていると、この問題では浜中町とどういうこの間20数年、間もなく30年になろうとする間同じ額で推移してきているのか。この辺が全然わからないんです。そのことについて、もう少し説明お願いいたします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

協定という形で、両町の町長がこの医療体制の安定のためにということで、協定書を結んできちんとやり始めたのが平成6年4月からだというふうに思っております。その後、きちんと1年ごとに順次協定の更新ということで、お互いの意見とかなければ、自動更新の形で行ってまいった状況であります。これを結ぶときにも、当然国医師会等々がありまして、医者の意見も含めて浜中は浜中のドクターの意見もあったようでございますし、そういう中でも町立病院を浜中町の24時間救急の受け入れ病院というふうに当然なってございますので250万ということが出てきているというふうに、当時の協議の中でも話されております。

さらに、去年の4月にこれらの協定について、浜中町長がかわったということで 再度この協定の取り交わしを結び直しておりまして、従来の形の中でということで、 ただ浜中としてもこの 250万を今までの経過の中でも病院としても非常に経費がか かっているわけでございますから、さらに協力をいただけないかということを含め て、平成6年と平成13年度に議論してございますけれども、向こうの方も財政多端 の上、従前の 250万の形でということで、この話が平成6年度と平成13年度の4月 段階の3月ですけれども終わっているという状況になっております。

私どもで、協定で行って押さえている分は平成6年度から平成13年度の2回なんですけれども、直接協定書を取り交わす際にそういうお話をさせていただいた経過がございます。

委 員 長

11番。

11番

これは、交渉だと思うんです。お互いの話し合いで決まっていくものだと思うんですが、今初めに質問しましたけれども、そういう内容はきちんと押さえられていないと、どういう実績なのか、どのくらい浜中町から来ているのか、そしてどういう患者を受け入れているのか、そのために町立病院はどう対応しなければならなかったのか、具体的なものをきちんと示していかなければならないのではないのかなというふうに思うんです。それが、20年以上続いているものですから、今までどおりというような形で、何か文書でも交わしておけばそれでお互いに納得するんじゃないかという程度にやってきているんじゃないんですか。その辺はどうなんでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

行政部分のみならず、これには浜中地区の国医師会の医師も絡んでいるのが実態です。ですから、私ども3町医療協議会と申しまして、ドクター、町長含めて会う機会がございますけれども、基本的に24時間うちで受け入れますよという町立病院の体制ですので来てくださいということを含めてお話をさせていただいておりますし、それでこの負担の問題になりますと、過去においては厚岸の町立病院に送らないで真っ直ぐ市の病院に送ったという経過があったことも事実なんです。ですから、その辺のことの負担の割合で、当時医療機関の中できちんとお互いの納得の中で、1次医療、1.5次医療というのがありますから、当然総合的病院として診療所、病院、既に次の大きな病院ということになっておりますので、そういう形で行くものが一時崩れたこともあります。

ですから、それは何で浜中の医師にしてみれば、何で厚岸にそのお金を出さなければいけないんだという議論も、事実私保健福祉課長として、何で厚岸に払わなければいけないんだということも含めて、若狭町長の前でございますけれども、そういうことを直接浜中の医師から受けたこともございますし、それであればそちらの方に、釧路の方に直接送ってもいいんだというふうに、ただ救急医療体制がございますから、きちんと受け入れ体制というものもあるということもありまして、非常に 250万、当時澤田町長も 250万を何とか増額してくれということも含めて、医療機関の医師団にも言ったんですけれども、なかなか納得していただけなかったという経過がございます。

また、浜中町の医師団に言われますと、非常に前向きにこの議論ができなかった

ということも実態としてあります。ですから、そういう意味では一番初めの 250万が今になっても 250万なんですけれども、それを動かすことができなかったというのは浜中の役場にもあった。また、厚岸町としてもそういう部分で増額をお願いしたんですけれども、現実的には地域の医師の部分で、それらの必要性を含めて問われる。また、病院として当然やるべきことという、医師からすると課題も示されておりますので、そうなるとこの 250万というのが、当初決めた 250万が今まで何も努力なく 250万ということじゃないんですけれども、いろいろ紆余曲折の中での250万だったというふうに私ども理解しておりますし、それを今後ともお願いをしていきたい。また、浜中としてもそういう形の中で患者を受け入れてますので、それを含めて町長としては出していきたいということになっている状況でございます。

委員長

11番。

11 番

委員長

最後に町長にお伺いしたいんですが、町長はこの問題どのように考えてますか。 町長。

町 長

今の時代は、病診連携、または地域連携そういう時代だと思うんです、医療にとっても。ですから、これは財政、予算を取り巻く問題でありますけれども、私といたしましては、浜中町長とも協議をすべきことではなかろうかと。高い、安いは別にして、改めてこの制度がいいのか、厚岸町としては継続を願うことはもちろんでありますが、ただ安いか高いかの問題と、それから必要かどうかという新たな面も出てくるのではなかろうかと、かように思いますので、継続するという原点に立った中での協議をいたしたいなと思います。

委員長

3番。

3 番

57年からというんですね。救急医療が対象になっているというのは、それは協定 書の中ではっきりとうたわれているんですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

救急患者の対応ということを一応協定書の中ではうたっている形です。町立厚岸 病院は、浜中町内の医療機関で対応できない診療に応ずるものとするということで、 その対応について予算の範囲内で負担するものとするというような協定の中で進ん できております。

委員長

3番。

3 番

57年当時、救急医療なんてそんなになかったと思うんです。救急車があったかど

うかちょっと覚えがないけれども、だから一般診療、浜中から厚岸町立病院に診療に来られる方はかなりおられたということで、そういうことを対象にして当時 250 万というお金になったというふうに記憶しているわけなんです。このことは、議会でも過去何回か論議があったんです。しかし、何というか別にコスト計算して 250 万というのが決められたわけでなくて、この辺でどうだというようなことでやられたと思うんです。それがずっとそのまま経過してきている。浜中町は浜中町で、浜中町の診療所を整備されてきておられますので、向こうは向こうにそういう言い分もあると思うんです。向こうの方も医療体制は整えてきたというふうな、だからその辺も含めて。だから、最初から救急医療に限定してやられたものではないのではないかというふうに思っています。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

私の答弁不足で申しわけございません。平成6年度から協定書によって救急ということに、向こうの病院が整備されてきたことがあります。2つの、診療所と医院ができたということもありますので、それも含めてこの救急患者の対応、浜中で対応できないものが平成6年度からは逆に言うと厚岸でということの、こういう項目でなければ浜中町としても、行政機関としても困るということで、この協定書に相至ったというふうに思っております。当初は、確かに診療所と言うんですか、病院含めて一般だというふうに、当時もとは私も病院にいましたので、そういうふうに認識しておりますけれども、平成6年度からそういうふうに変わったということでご理解を願いたいというふうに思っております。

委員長

他にありませんか。

それでは進めます。

3目農林水産業費受託事業収入、19款諸収入、4目土木費受託事業収入、5項産 炭地域振興臨時交付金、1目産炭地域振興臨時交付金、6項雑入、1目滞納処分費、 2目過年度収入、3目雑入。

11番。

11 番

母子通園センター事業負担金なんですが、これも浜中町の負担分なんだと思うんですが、これはどのように計算されて負担金を負担していただいているのかお伺いをいたします。

それから、次のページの一番上の漁業振興対策費の 1,300万、これはどういうも

のなんでしょうか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

母子通園センターについて、私の方からお答え申し上げたいと思いますけれども、母子通園センターにつきましては、先般の質問の中で6名ということで、浜中から通ってきているということでありますけれども、浜中の負担分の考え方でございますけれども、これにつきましては、母子通園センターにかかる指導員の臨時の賃金ほか経費がございますけれども、それについては国庫補助対応というか補助金対応になってございます。ですから、その2分の1、平たく言いますと2分の1が両町で持つ金額ということで算出させていただきまして、年間の通園利用者、浜中で何人年間、平たく言いますと1カ月何人利用しているかということを計算して、それを利用人数割と申しまして負担を願うということで行っております。ただ、その金額に一般財源ベースで出てくる補助残の金額の1割については共同利用に関する浜中の基本割分として、その負担を願った金額、この2本立てでお互いの中で算出させていただきながら、その数字をもってこの収益に充てているという内容でございます。

委員長

11番。

11 番

そうすると、その補助金を差し引いた両町で負担しなければならない分を浜中町 の人数割と、あと基本割というのはどういうふうに計算されるんですか。

保健福祉 票 長

一般財源出るんですけれども、補助残金の10分の1を浜中で持ってもらう。ですから、人数割でいきますと、実は人数でぴたっと割り返しますと、それでプラスマイナス補助残というのが出てくるんですけれども、共通経費的にそのほかに我々職員としての部分の携わっている部分がございますし、先般お話いたしました指導技師だとか、給料とかはうちの人件費ですから、それを浜中に負荷するということはしておりません。ですから、そういう共通経費ということで10分の1をルール的にいただいていると。ですから、残りの一般財源でかかる経費についてはお互いの児童数で、全額補助残については持つという考え方で負担割合を決めている内容でございます。

委員長

11番。

11 番

そうすると、この 154万 3,000円なんですが、基本割が幾らで人数割が幾らというのは、それはどういうふうに計算するんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉 課 長

利用人数割が 123万 4,000円、基本割ということで30万 8,000円、それで端数が つくんですけれども、 600円と 400円つくんですけれども、 154万 3,000円という ことで、基本割が30万 9,000円で、それと利用人数割が 123万 4,000円ということ になっております。

以上です。

委員長 水産課長。

水産課長お答え申し上げます。

漁業振興対策費でございますが、これは平成13年度におけます雑入でみております、沿岸漁業振興対策事業ということで名称を変えたという内容でございます。

委員長 11番。

11 番 この事業はどういうことをやるんですか。今まであった事業の名前が変わったということですか。ちょっと、内容も教えてください。

委員長 水産課長。

水産課長 この内容でございますが、沿整事業でございます。 2 億 6,000万の10%、そのうち厚岸町と漁協が2分の1を負担するといった内容でございます。

委員長 よろしいですか。

18番。

18 番 自動販売機の電気料についてお伺いいたします。

庁舎を入れまして、13年度では7カ所、 113万 3,000円、それから新年度によりますと、多少名前が変わりまして集会等生活改善センター、また温水プール等になりまして8カ所でもって 126万 4,000円、この電気料の試算はどのようにして出されているんですか。

委員長 総務課長。

総務課長

雑入の中で節説明欄の記載がございます。それぞれ、庁舎等、あるいは生活改善センター等、保健福祉施設等ということで、それぞれこの自動販売機の設置に伴う雑入受けをしている担当現課が異なっております。私の方からは、総務課で所管している役場庁舎内における自動販売機に関する考え方をご説明させていただきたいと思いますが、基本的には自動販売機、主に清涼飲料水という自動販売機を庁舎内に設置していただいておりますけれども、これは基本的には行政財産の使用という

ことで、地方自治法に定めがある内容でございますが、それぞれ設置をいただく業者さんと覚書を締結いたしまして、電気料相当額ということで、それぞれ協議をさせていただいて、自動販売機の売り上げの2割、これを1カ月単位で翌月の10日まで清算をしていただいて、厚岸町にお支払いをいただくという内容になってございます。

ちなみに、庁舎内では清涼飲料水等の自動販売機、それからたばこを含めて5機の設定をしております。新年度予算につきましては45万4,000円ということで、前年と比較して4万5,000円の増というふうになっておりますが、この算出に当たりましては、前年のそれぞれの自動販売機の販売売り上げ等を考慮いたしまして4万5,000円を増額しているという内容でございます。

委員長

18番。

18 番

今、庁舎の契約というか、売り上げの2割が電気代にはね返ってくるということですが、ほかの方のあと7カ所についてはどのようになっているんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

私どもの所管しております改善センターについても同様でございます。

委員長

体育振興課長。

教 委体育振興課 長

体育振興課の社会体育施設、特にB&G関係については5台、あそこの公園に5台ございます。それから、プールには4台、考え方といたしましては、町民の方の行政サービスを兼ねまして、その販売機を設定させていただいております。内容等につきましては、総務課長が述べたとおりでございます。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

アミカ21に設置してある自動販売機についても売り上げの2割ということで行っ おりまして、金額は5万2,000円ということで3台の設置をしてございます。

委員長

商工観光課長。

商工観光課 長

観光施設等で計上しております分につきましては、子野日公園に設置しております 2 台分の自動販売機でございます。積算根拠は、他と同じでございます。

委員長

18番。

18 番

それでは、これはあくまでも電気料ということでもって、自動販売機に入れるジュースの売り上げだとか、そういうのは一切収入だとか、そういうので入ってきてないんですね。あくまでも、売り上げしたジュース代の2割を電気代としてもらっ

ているということですね。

委員長 総務課長。

総務課長 そのとおりでございます。

委員長 18番。

18 番 店の設定というのはどのようにして行われているんですか。自動販売機入れる店屋さんというか問屋さんというか。

委員長 総務課長。

総務課長 役場に設置をいただいている業者さんにつきましては、申し出のあった業者さんであります。今、清涼飲料水につきましては4台を設置しておりますけれども、実は年度の途中で入れさせてほしいという業者さんが何件かありましたけれども、スペースの問題がありまして、これ以上は無理だと。新たに設置する場合は、年度の終わりにもう一度申し出ていただきたいということでお願いをしております。その後は、今の業者さんが申し出があったということで継続をしていただいているという状況であります。なお、覚書については年度年度1年ごとの更新をさせていただいているという状況であります。

委員長 18番。

18 番 ほかの施設も同じだと思うんですが、これは商店の人がここに入れているのか、 それともメーカーが入れているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 | 私どもの方は、いわゆるメーカーさんにお願いをしているということになります。

委員長 18番。

18番 ほかの施設もそうですか。

委 員 長 体育振興課長。

委員長 生涯学習課長。

木乳販店のものでございまして、売り上げの20%というような中で、これを計上させていただいております。

委員長

町民課長。

町民課長

改善センターにつきましては、メーカーが納入をしております。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

保健福祉課についてもメーカーです。

委員長

18番。

18番

大体わかりました。今、総務課長から言われました覚書書という古いコピーがありますが、これは1年1年契約、覚書書というものは交わされるという答弁でありましたが、これは商店の人でもって、もしそこに納入したいんだということであるならば、受け入れ体制というのはあるんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

我々が、今提示をさせていただいている電気料相当額というものの条件をおのみいただけるという場合であれば、スペースがある限り受け入れは可能だと思います。ただ、その場合は今ある設置業者さん以外の台数をふやすということは、今庁舎内に限ってはちょっと無理だろうと思いますので、その場合はくじ引きをしていただくなり、さらに我々が提示させていただいている条件よりも、もっといい条件を提示していただくなりということになろうかと思います。

18 番

ほかの施設もそういう考えでいいんですか。

いいです。わかりました。

委員長

他にありませんか。

なければ進めます。

20款町債、1項町債、1目総務債。

5番。

5 番

町債全体でちょっとお聞きしたいと思います。

今年度、一応 9 億 7,270万ですね。それから、公債費の元金がここで12億 4,107 3,000 円ですか、これ差し引きすれば 2 億 6,837万 3,000円となってますね。当初 の予算からいった場合。それで、なっているんですけれども、このとおりにいくの かどうか、その内容についてちょっとお願いいたします。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

町債で9億7,270万円発行額ということになっております。ただ、この中には臨時財政対策債も4億1,400万入っているということでございますが、ただこのように推移するかということは、基本的にはこのままいくとは思いますが、かつてのように年度途中で大型の国が補正をやったりして、補正予算を発行したり、何々ということになると起債がある程度ふえることにはなりますが、今はそういう情勢でもありませんので、基本的にはこれらの前後で発行額は推移するでありましょうし、元金の返還はもうほぼ確定でございますので、その差を超えていわゆるプライマリーバランス、元金を超えての起債発行ということは、今年度は可能性としてはないということが、今の段階では言えようかと思います。

委員長

5番。

5 番

確かに、当初予算ということになりますね。それで、一応補正とやらいろいろな問題になったときには、若干変わるものも出るのかなと。それについては、見込みはどのぐらいという言い方は、私前にも言ったことがあるんですけれども、それは言いません。ただ、端的に初年度で、それこそ2億 6,800万ぐらいですか、これが当然残るのであれば、それが地方債の方に回るのであれば、それこそ5年間でざっと見積もっても、かなりの借金が返せるという状態になりますね。この数字からいった場合ね。だから、さっき課長も言ったように発行額、要するに元金を上回らないという、そういう物の言い方をしたときに、当然借金が多くなれば大変な事態になりますけれども、こういう状態を続けて、このベースでもって借金を減らしていってもらいたいと。そして、健全財政を維持してもらいたいという要望です。それについて一言。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 確かに、今計算しましたから元金の返す差と発行額で、このままいくと2億6,800万ほど、確かに残高が下がるということで、例の調書になっておるんですが、これからもこういう形で起債残高をプライマリーバランスを維持するという一つの形を含めて、極力残高を減らしていくと。基本方針の中でも3年後なんですが、120億を割るように何とか努力したいという部分で協議をした経過はあります。

ただ、このままいくとそういう形になっていくと思いますが、大きな国の流れとして、交付税特別会計が独自で借金をして、交付税として地方に寄越すのではなくて、臨時財政対策債という独自で地方が借りなさいという、この9億7,200万の中

にも、去年は1億 8,800万でしたけれども、4億 1,400万という、そういう国の交付税にかわって起債を発行しなさいという部分がきます。この傾向は、今後もどうやら国の動きを見ると、臨時財政対策債はふえていくような傾向にあるようであります。それらが、ちょっと一つ懸念材料ではありますが、極力プライマリーバランスを保ち、起債残高を減らして、健全な財政を維持、持っていくという形で地方債の抑制というのも頭に置きながら財政運営をしてまいりたいと、そのように考えております。

委員長

5番。

5 番

財政課長から大変いい返事が返ってきましたので、当然元金より起債残高が上回 らないように、決して事業をやってはだめだという、そういうような言い方ではな く、難しいものがあります。事業はやれ、借金はしないというのはなかなか難しい と思うんです。そこら辺のバランスをよく見ながら、この当初予算で上げた、この ぐらいは継続できれば、確かに 120億ぐらいまでのベースには余り遠くないんじゃ ないかなと考えますので、そこら辺よく努力して健全財政を持っていってほしいと 思います。よろしくお願いします。

委員長

町長。

町 長

答弁させていただきます。

さきに、皆さん方に示しましたとおりの財政運営方針、3カ年の方針を既に示したわけであります。健全財政を目指すために、その方針を基本として、これからの財政運営を進めてまいりたい、かように考えますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

なければ進みます。

2目民生債、3目衛生債、4目農林水産業債、5目商工債、ありませんか。次に、 6目土木債、7目消防債、8目教育債、10目臨時財政対策債。

10番。

10番

財政に関しては、本当に不勉強なので非常にばかばかしいと言わないで、初歩的なことにお答えをいただきたいわけですけれども、臨時財政対策債というのは、地方交付税のいわば肩代わりの借金であるという話が何回か出てきてました。それでいいわけですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

そのとおりでございます。

ですから、交付税と同じで一般財源ということになります。

委員長

10番。

10番

そうしますと、前に財政指標として公債比率という言葉がよく使われます。全体の中でもって、その町の借金が何%あるのか、簡単に言ってしまうとそういうことですね。そのときの分子の中には当然これも入ってくるわけですね。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 この地方債が新設されましたのは平成13年度です。公債比率とか地方債制限比率とか、それらが算定するというのは5月の出納閉鎖が終わっての決算統計、これが6月にあります。その段階で、その決算を踏まえた数字の上で算出する手続にはなります。ですから、13年度の決算統計がまだですので、基本的にその段階で……、

(「そういう話を聞いているのじゃない」の声あり)

企画財政課 長

というふうにそれが分子として算入されるかどうか、それはちょっとまだ今の段階では定かとは言えませんが、基本的にはこれの元利償還金も分子として算入されるというふうになるのではないだろうかと思っております。

委員長

10番。

10番

そうでなければ、いわゆる町債というような言い方をすると、一般の方はわからないので何かなということになんだけれども、簡単に言えば借金なんですよね。だから、自分の持っている財産、うちに借金がどれだけあるかというのは簡単に言えば公債比率ですよね、ごく簡単に言ってしまえば。その中では、あれを落としてこれを入れてとか、いろいろな多少のさじ加減はありますけれどもね。そうすると、これは今のお話を聞いているとどんどんふえていく可能性は非常に強いわけです。そうすると、もしそれが分子の中に入らないとなるというと、これは財政の指標としてはおかしなことになりかねませんので、理論的に入る可能性は非常に強いと思うんです。

そうしますと、この後の財政の中で地方交付税法の精神からいって甚だ、あるい は地方交付税法の文言からいって甚だおかしなやり方を、国はないから仕方ないじ ゃないかということで進めていくわけですし、そのことを今ここでもって私と財政 担当や町長が幾ら言ってみてもこれは動くわけじゃないから、この話をする気はあ りませんが、町としては結局こういうような形で、本来何かをしようとするための 町債ではないものが、本来地方交付税であったものが町債にどんどんとなっていく ことによって公債比率はどんどん上がっていくと。そうすると、その分だけ新しい 事業や何かをするということが、現実の財政の手持ちのお金の問題と別にまた締め つけられてくるということなんだというふうに理解していいんですね。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長

当然ながら、そういう比率での国の方からのチェックなり、そういう部分もありますので、そこらがこれだけの臨時財政対策債とか発行すると、どこの町村も同じ論理で比率がどんどんと上がることになりますから、そこらで国なりそういう締めつけみたいなものがどういう形で出てくるのか、ある程度多めに見るというんですか、この程度まではそれらも含んでいいだろうということになるかどうかちょっとわかりませんけれども、いずれにしても分子、分母に入れたりにしても比率は上がることは明白ですし、そういう意味での比率が上がる、そういう意味での国の方からの注意をしなさい云々という、そういうチェックみたいなものもおっしゃるとおりそれなりに厳しくなるのではないか、そのように考えます。

委員長

他にありませんか。

なければ歳入を終わります。

歳出に移ります。

60ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費、2款総務費、1項総務管理費、 1目一般管理費。

10番。

10番

委員長、申しわけありません。この後、4目の職員厚生費の問題もちょっと絡む かと思いますけれども、ご了解いただきたいと思います。

委員長

了解しました。

10 番

まず、町長は今回の施政執行方針の中で政策を開発していく能力がある職員を育てていかなければならないということを明言しています。そのためには、職員研修の充実を図る、職員の能力開発、それから意識改革に努めてまいりますということを明言していらっしゃいます。それで、ちょっと前段でお聞きしたいのは、厚岸町の非常に古くからある条例で条例第4号というのがございまして、職務を専念する義務の特例に関する条例というのがあります。ここでは、地方公務員法の35条の規

定に基づいて、第2条で各号の1に該当する場合においてはあらかじめ任命権者、またはその任を受けた者は承認を得て職務に関する任務を免除されることができる。その1項で研修を受ける場合、このように規定されております。これは、どういうことかと言いますと、旅費や日当を町としては出すことはできないけれども、その研修に出ていくということについては、これは大いに結構だというふうな場合には、またその本人がそれを希望するのであるならば、その日自分の有給休暇を取らないでも行くということを認めましょうという形になるわけです、平たく言いますと。今年度はこれがどの程度適用されておりますでしょうか。件数をまず教えてください。

委員長

総務課長。

総務課長

具体的な件数、数字を持ってまいっておりませんので、お時間をいただければ調べることができると思います。

10番

話を続けながらやってまして、その間に調べることはできますか。あなたがしゃべらなければならないからできないですか。だったら、ちょっといいですよ。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻14時30分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻15時00分

総務課長。

総務課長

大変、時間をお取りいただきまして申しわけございません。

先ほどのご質問にお答えをしたいと思いますが、通常ですと研修等の参加にかかわる費用に関しましては、それぞれの業務等を勘案いたしまして、予算措置を行って、町長のあるいは任命権者の出張命令によって参加するというのが通常でございます。先ほどの質問でございますが、過去四、五年データを探しました。その結果、業務と関連があって研修を目的として町長の出張命令に寄らず、職務専念義務の免除を申請した者はございませんでした。

委員長

10番。

10番

ないと思うんです。それで、これは町長や助役や総務課長はびっくりすると思う んですけれども知らないんですよ。これは、私は飲めるたちなものですから、いろ いろな職員と一杯やる機会が年に1回ぐらいあるんですけれども、そういうような ときに、そういう話になったときに全く知らないです。それから、管理職の方でも 知ってか知らないのか知らないけれども、こういう条例があるということを教えたり、あるいは使ったらどうかというどころか、旅費がつかないんだから出られないという言い方でつぶしてます。これは、私は耳にしております。全員がとは言いませんよ。それで、今町長のこういう執行方針も出てますので、改めて言わせていただくんですけれども、時代は猛烈な勢いで変わってきてます。そして、特に病院なんかの場合には技術屋さんの集団ですよね。お医者さんだけは、これはもう実に潤沢に研修出張してますけれども、それ以外の職員の研修出張というのはほとんどないとは言いませんけれども、非常に厳しいでしょう。

それから、今は例えば水鳥観察館だとか、あるいは町長部局の中でいうと建設管理関係のところには技術屋さんがいらっしゃいます。それから、水産の中にはカキセンターなんていうのもありまして、そういうまたアミカにも非常に特殊技能を持った方がいらっしゃいます。そういう人たちの中には、自分の職務のために好むと好まざるとというのではなく、自分の職務には関連しているけれども、自分が望んで学会に入っている人もいるわけです。現在、学会発表までやる人もいるんです。厚岸町はそういうレベルの職員を何人も抱えている団体なんです。その学会にせい、研修会にせい、あるいは交流会にせい、そういうところで得てきた情報はそれぞれの職員が消化して自分の仕事の中に生かしているわけです。

そういう人たちが、そういうものに出たいということを言ったときに、予算の関係で旅費がつかなかったらばいいんだと、せめてその日を代休をとらないで出たいんだという声を私は何人からも耳にしているんです。そういう話を上司に持ちかけたときに、この条例第4号があるからどうだということを言われたことはあるかと、私もこんな条例あるの知りませんでしたから、このごろわかったわけですから、また聞いてみたときにびっくりしてます。そんなものがあるということにね。そういう状況が現実にあるんです。

総務課長あたりは信じられないと思います。だけども、現実そうなんです。ですから、もっともっとこういうものを生かして、そして研修に自分が出て行けるように、こっちからお前あれに行けというのに予算がないからこれを利用して、本人の申請したことにして出そうということになったらこれは問題ですよ。だけど、私の言っているのはそういうことじゃなく、自発的に出たい、それから特殊技能を持たない一般事務職員にだって、例えば月に1回札幌で北大と北海道町村会が一体にな

って土曜講座というのをやってます。あれにだって出たい職員は相当いるようです。 あれは、休日になるからいいのかもしれないけれども、そういうようなものが今た くさんあるわけです。ですから、そういうものに自発的に出たいというものに、一 人でも多く出してやれるためには、一つの方法としてこういう条例ももっともっと 活用すべきでないか、そういうふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょ うか。

委員長

町長。

町 長

私も、町長になりましてから、職員の研修については重点行政の課題として取り 上げさせていただいております。

実は、私が町長に就任いたしまして、早速昨年の8月に一般職員を対象にいたしまして20名から30名のグループをつくりまして7回にわたりまして、いろいろと職員と私と語る会の催しをいたしたわけであります。その中で、何人かの職員から今室崎委員が質問いたしたような内容のお話がございました。自分でお金出して研修に参加したいけれども、いろいろな都合で行けないというようなお話もございました。この記憶ありますが、そういう中で私もわかったと、職員にとって研修は大事な問題だと、これから研修にとっては充実強化をさせていただきたい。さらには、また拡大をさせていただきたいということをお話をさせていただいたわけであります。

そういう意味で、後ほどまた研修の項目がございますので、その中の予算審議も相なろうかと思いますけれども、大幅に研修予算をふやさせていただきました。また、議論かあればその場所で具体的なお話をさせていただきたいと思いますが、なぜ私がそう考えているかと言いますと、これからの時代というのは自治体競争である。だから、職員がしっかりと勉強しないといけないんだぞということをご訴えをさせていただきました。

それと、実は私は道が関係しております政策研修セミナー、これは全道の職員を対象にした研修であります。その場所で先月講演をしてくれということで頼まれまして、私は強くこの研修の問題、厚岸町はこういうふうに考えているということもお話ししてまいりました。そういう意味において、模範的な研修を厚岸町役場としてもやっていかなければならない、かように心新たにいたしておる次第でもございます。ただし、自分でお金を出して研修するということになりますと、仕事の都合

もあります。さらにはまた、職員とのやりくり等の関係もあります。いろいろな問題があると思いますが、その必要性に応じては各課には配賦予算というのがございます。そこで、措置をさせていただいて参加をさせていこうというように考えておるわけであります。さらにはまた、学会等の出席等の職員の参加については、あらかじめ年度内で決まっているものについては予算づけいたしました。全部が全部ではありませんけれども、財政の許せる範囲で参加をしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長

10番。

10 番 わかりました。こういう条例もあるというところからの話ですので、それを越え たご答弁をいただいたので大いにありがたいと思います。

それで、次にまいりますが、旅費の問題なんです。

実は、これは現在私の質問は厚岸町職員等の旅費に関する条例の問題に限って質問させていただきますが、決してみずからを省みていないわけではございません。 議会の中でも同様の論議がぽつぽつと出ておる最中でございますので、参考までに理事者の方のお考えも聞きたいということで聞いているわけです。

ということは、まず旅費いわゆる運賃、車賃、船賃、あるいは飛行機の場合は何 て言うんですか、航空運賃ですか、こういうものについてはこの条例の考え方は実 費ということですよね。その計算方法はいろいろあるでしょうけれども。

委員長

総務課長。

総務課長

運賃につきましては、必要な最短距離で実費をもって支給するというふうに規定 をされております。

委員長

10番。

10番

宿泊料なんですよね、これも旅費の中に入ってくるんです。これ見ますと定額に なってますね。

委員長

総務課長。

総務課長

旅費のうち、ただいま言われました宿泊料、それから日当これに関しましては定額をもって支給するという規定になってございます。

委員長

10番。

10番

日当の場合には、これは経費じゃありませんので、まさに日当ですよね。ですから、これについては高い安いの問題だと思うんです。1日二、三千円とか、2,000

幾らとか、そんなような額になってますが、これが高いか安いかという話はいろいろあると思います。もっと上げてやったらいいという人もいるだろうし、いやいや多過ぎるという人もいるだろうし、これはそういう論議の対象として考えていくことができるだろうと思います。ただ、宿泊料が定額ということについては、果たしてこれが今の時世にという言い方もおかしいんですが、どうなのかなという感じがするんです。

すなわち、1万何がしのそれぞれの類型がありまして分かれてますね。町長から一般職員までに分かれています。今、一々それ読み上げませんが全部1万円以上ですが、定額支給なんです。実際には、5,000円か6,000円の宿にとまっても1万何がしの定額支給なんです。そうすると、言葉は悪いんだが差額についてはどうなるんだという話になりますよね、かかってないんだからそれだけ安いところに泊まれば。だけども、支給は定額なんです。これは、今これから町民に対して説明をするのには困難をきわめるのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

この、職員等の旅費に関する条例に関しましては、平成9年の3月議会で一部改正の議論をいただいたときに、ただいまの宿泊料の設定をさせていただいております。このときに、それぞれ15%から20%の範囲で宿泊料の増額の議決をいただきました。このときにも説明をさせていただいておりますが、従来の考え方、例えば管内の旅費の規定を廃止するでありますとか、あるいは冬季期間の暖房料の設定等が当時はございました。これらを合わせました。それから、管内的な均衡を図るということで、管内の実情も調べさせていただいて、管内それぞれ平均をとるといいますか、均衡を考慮して同様の現在の規定とさせていただいているという状況であります。

この差額についてでありますが、現在の条例上は定額をもって支給するということでありますので、それ以上であろうがそれ以下であろうが、その定額をもって支給するという内容になってございます。

委員長

10番。

10番

平成9年改正時には、議席に私もおったことになるわけでございまして、そのと きにはそういう議論をしないで、今ごろ言ってくるのは何事かと言われると、私と しても非常に内心じくじたるものがございますけれども、あえて申し上げるわけで すけれども、これは宿泊費の性質ということからいうと、これは経費ではないのか。 したがって、かかった分だけを支給するという形にした方が明瞭ではないのかとい う気がするんです。もし、上限を抑えるのであれば、この一覧表の幾ら幾らを上限 として実費とすればいいわけですし、それから非常に異常な事態、例えば札幌の雪 まつりの最中に、そうなるかどうかは知りませんが、もし宿泊費がはね上がるとい うようなときに、どうしても出ていかなければならないというのであれば、別項1 条を起こして、そういう特別事情の場合には手当てをするというような条文のつく り方も可能ですから、いずれにしても差額はいただけるというような形になるのは、 これは高い安いの問題ではなくて、明瞭、不明瞭の問題になってしまうという気が するんです。

それが、何か日当の一つの役得かのごとき印象を与えてしまうのであれば、これは非常によろしくないと思うわけです。ですから、日当は日当、それから経費としての運賃と宿泊料は経費であって、本人にその分を出張命令を出された人がなおかつ負担しなければならないという事態を避けるということでいいのではないかという気がするんですけれども、今後の条例改正というような問題を見据えながら、この問題に関しての町長のご見解を伺いたいんです。

委員長

町長。

町 長

室崎委員もご承知のとおり、旅費、宿泊費、特に今宿泊費の関係ですが、道内と 道外は差額がございます。今、経費でやったらどうかというお話ですが、そこも善 し悪しじゃないかなと。というのは、定額で規定した方が宿泊する人もそれなりの 料金の中での宿泊というものを選ぶのではなかろうか。仮に、泊まった実費という ことになりますとピンからキリまであるわけです。その選択が、大変難しい状況も 考えられるのではなかろうかと。と言いますのは、同じ町職員でありましても、片 方は1万の宿泊に泊まる、片方は5,000円の宿泊に泊まるということが、果たして 許されるかとか、それなりの理由づけが明確であれば別でありますが、そういう点 を考えますと、なかなかその点も難しい問題が出てくるのではなかろうか。確かに、 限度額を設けるということもいいわけでありますが、その基準をどこに置くのか、 それ等もいろいろな問題があると思いますので、そこは他の市町村ともよく調査し ませんと、厚岸町独自にそういうことをするのはどういうものか、今後研究課題と して室崎委員のお話をお聞きしたいと、かように考えます。 委員長 10番。

10番

ちょっと納得できる答弁ではないですね。今、既に町長幾ら、助役幾ら、一般職員幾らというふうに定額出ているわけです。ですから、これを上限として実費とすれば何の問題ないんじゃないんですか。既に、基準は出ているわけです。それを、 実費と入れたとたんに基準ががちゃがちゃになって不公平になるという議論は、これはためにする議論だと思います。

それから、実際にかかっていないものを宿泊料としていただくということに不明 朗な部分がついて回るんじゃないですか。その考えのことについての見解をお聞き しているんです。旅費の場合には、かかろうとかかるまいと札幌までなら1万円だ よとか、東京までなら2万円だよとはやってないわけでしょう。きちんとした積算 根拠に基づいて、実費計算をしているわけです。宿泊料の場合だけ何で定額になる のか。そして、ある時期は日本中非常に高く宿泊料がなった時期もあります。そし て、今は何とかの崩壊で非常にホテル代も安くなってます。そういう波が確かにあ ります。ただ、実際にかかってもいない宿泊料を定額だからといって、その差額を いただいてしまうというようなやり方は、決して公金の執行としては、これは明朗 なやり方ではないだろうということについて町長のお考えを聞いているわけです。

委員長

町長。

町 長

同じ職員でも一般職、それから三役等と宿泊差があります。そういうことを基準にして、経費としてするということは、今言いましたとおり、仮に定額という中で余った場合どうするのかということある程度、条例でございます、法律でございます。その範囲内で宿泊というのはそれなりの選択と言いましょうか、泊まるところを良識をもってやるというのが普通の感覚ではないかと思いますが、私はそのように理解をいたしております。

10番

議論がかみ合ってないんだな、困ったな。ちょっと休憩してください。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻15時23分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻15時32分

町長。

町 長

室崎委員ご承知のとおり、厚岸町の条例につきましては、旅費法に準じて条例を 決めております。これは、宿泊だけでなく、朝夕のご飯、それと雑費であります。 そういう点を考えますと、今お話ございましたとおり、実費弁償法等も考慮しながら、また仮に車中泊の場合どうなるのか、寝台車もあります。または、座席で泊まるという方もあるわけであります。そういうもろもろのものを考えますと、今室崎委員の考え方もあるかと思います。しかし、いろいろとご意見があったわけでありますので、私といたしましては研究をさせていただいて、より現実に合った旅費がいかにあるべきか、宿泊代も含めてどうあるべきかということを研究させていただきたいと、かように考えます。

委員長

10番。

10番

研究をするということですので、なお参考にしていただきたいという事例をもう -つつけ加えます。

それは、既に相当数の自治体で現物支給というのをやっています。例えば、札幌まで一泊で往復する場合には、とくとく切符とかいう形にしますと、非常に安くなるわけです。そういうようなものももう既に、例えばそういうところの担当で、緊急の出張はともかくとして、手に入るときにはそういうものを手に入れて、現物で渡すというような形でもって旅費の経費節減を図っているというような自治体も既にありますので、そういうような事例も十分に勘案した研究をしていただきたい。

私が、こういうことを言うのは誤解されては困るんです。職員の旅費に関してはとにかく削れ削れといっているわけではないんです。その点は、どうかご理解をいただきたい。それは、先ほどの研修の問題とも絡むんですけれども、研修によるもの、あるいはそうでなくても研修と明白でなくても、本人が出ていって会議に出ることによって、いろいろなものを吸収してくるというようなものは幾らでもあると思うんです。だから、同じ旅費の総額ならば一つ一つをむだを省いて、一人一つでも多くそういうものにスムーズに出ていけるようにすることも大事だろうと思うんです。だから、同じ10なら10の総額があるなら、今まで10しか出れなかったのが11、12出れるようになれば、これは旅費が非常に有効に使われたということになりますから、そういう意味も含めて旅費というものについての今までのやり方がすべてだというのではなくて、それぞれの時代に即応したものの考え方を入れていってほしいと、こういうふうに切に願う思いから、こういう問題にメスを入れていきたいと、そういうふうに考えているわけです。

それともう一つは、先ほど来ずっとこの議会始まって以来、もしくはその前から

とにかく財政は大変なんだ。だから、乾いた雑巾を絞るようなことをやっていかないと、行政の執行が難しくなってくるという話はずっと出ています。だから、そういう中でこういう一つ一つの費目について、今までのやり方でいいのかどうか。これをきちっと見ていかなければならないと思うんです。と同時に、その一つ一つのやり方が必要欠くべからざるやり方なんだということをきちんと町民に説明して、理解してもらえる制度でなければならないということなんです。そうでなければ、幾ら財政危機でございます。大変なんです。だから、ここの経費は切らなければなりませんというようなことを言っても、町民は理解してくれません。そういう意味で、まさに町長の言う町民との協働の行政執行を行うためには、こういう一つ一つのものを精査していかなければならないと、そのように思うわけで、こういう質問をしているわけですので、意のあるところをお酌み取りいただいてご答弁をいただきたいと思います。

委員長

町長。

町 長

町長が旅行命令者でございます。命令権者であります。そういう意味におきましては、良識的に判断しなければならない責任もあります。時代も変わったという指摘がございました。確かにそうであります。特に、今パックというものが旅行、流行しておりまして、旅費と宿泊を絡めてパックでやるととてつも安いという現実の姿もございます。ですから、そういうもろもろのものを考慮しながら、時代に合った旅費、宿泊はどうあるべきか、先ほど申しましたとおりの研究をさせていただきたいと、かように考えますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長

それでは進めます。

3番。

3 番

1つは、負担金補助及び交付金についてお伺いをいたします。

それで、ちょっと申し上げたいのは、負担金補助及び交付金の資料として具体的に予算資料に今まで添付をいたしておりました個々の団体について、そしてその団体に幾ら補助金を出しているのか。今年度それがないんです。これは、どういうわけで添付しなかったんですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 予算資料を作成しております財政担当の方からお答え申し上げますが、従来です とシステムの関係等々ありまして、負担金、あるいは補助金それらを逐一出さない で記載する枠の限度がありましたので、そういう意味も含めて何々ほかと、何行か書いたらそれ以外は何々ほかという、そういう記載をしなければならなかったということで、非常に全体がわからない部分がありまして、それを補う意味で従来の予算資料というもので逐一それらの団体のそのほかというものも含めて全部整理しておったんですが、今回システムの改善によりまして、全部負担金の団体から補助金の団体から、全部逐一それぞれの目に応じてどういうものが出てるかというのが全部掲載できるという形が可能になりましたので、これらを予算書の中であっちだこっちだということでなくて、予算書の中で全部それらが網羅記載することができましたので、そういう意味では予算資料の方とやると重複になるというか、むしろその意味がないのではないかということで、予算書の中で一本一本が出ているので、それで足りるのではないだろうかということで、今回予算資料の方からはその分を載せないようにして予算書の方で全部あらわすという形にさせていただいたわけでございます。

委員長

3番。

3 番

私は、勘ぐったんです。政策的補助金、各種団体補助金というのが、これは町内の各団体に対する補助金。今回、一律削減ということで総括表を見ますと 1,186万7,000 円、昨年当初と比べて一律削減で、これだけの金を生み出したというふうにあります。削減の率が5%というふうに聞いたような記憶もあるんですが、どこに基準を置かれて、どういうふうにやられたのかざっと見たところ、削減率にかなりばらつきがあるんです。表にしておけば、我々すぐわかるわけです。前年度のやつと比べてみれば、予算書一つ一つめくって見るよりも手早く見ることができるんです。その発言封じにこれ出さなかったのかというふうに思います。本題はそこにあるんではないわけなんですが、ちょっとお答えください。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 いやしくも決してそういうよこしまな気持ちでやったわけではございません。それと、各種団体の補助金のところも 1,100万ほどになってますが、その5%基準でやったところは、そのうちの約 600万ほどでございます。今年度は、この制度の移行中でございますので、この予算書との移行中でございますので、ちょっとお手間はかかるかもわかりませんが、昨年度の比較するのであれば、予算資料と今年度の目別に全部出ておりますので、それと対比してふえた減ったと、まことに申しわけ

ありませんが、来年度は予算書と比較すれば済むんですが、ちょっと今年度はお手間をかけさせることになりますが、決し冒頭申し上げましたような、そういう作為的な気持ちで落としたわけではございませんので、ご理解をお願いします。

委員長

3番。

3 番

事務事業別に分かれているからなお煩雑なのさ、実際に見る段になったら。いいですそれは。各科目別にまたそれはやっていきたいと思うんですが。

ここで、私が一つ申し上げたいのは、問題は上部団体の負担金なんです。私は、この問題かつて取り上げたことがあるんですが、なかなか削減が困難だというのは、そのときから話は聞いているわけなんです。上部団体の負担金はこの総括表によりますと、わずか昨年当初と比較すると削減額が4万2,000円しかないと。総額で約4,000万ですね。これは、一つ一つ吟味をして削減をするという方向で、町内の団体は一律削減だと頭から大なた振るうんだけれども、上部の団体については全然お構いなしというのでは、私は町民を納得させることができないのではないのかというふうに思うんですがいかがですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 確かに、この上部団体、名前も上部団体、地方分権の時代に国も地方も対等だというときに、この名称自体もどうかと思いますが、要は例えば町村会がここに書いてありますが、その典型で一定のかかる経費があって、それを各釧路管内のそれぞれの市町村で担当する。人口割とか均等割で案分をするという格好になって、それぞれ負担金というのが出てくるわけなんですが、それぞれの当然ながらそれらの負担金をもらう団体自体の性質、あるいは負担金の案分の仕方等々、それぞれの例えば町村会とその下の北海道造林協会なり、いろいろな設立趣旨とか何とかからいって、一概に一律的に釧路町は幾らだ、浜中町は幾らだ、厚岸町は幾らだときてうちだけ悪いけど10万円削減するということにもいかないような、そういう経過もございます。ですから、簡単にはいかないかもわかりませんが、それらの団体も含めてこういう経済社会状況で、それらが聖域で言ってきた負担金がそのまま町村で甘受するという時代でもありませんので、そこら辺も含めまして担当部局のそれぞれの所管のそういう団体に見直しをするなり、そういう要求をしていくというのは結構なことじゃないかと、そのように考えております。

委員長

3番。

3 番

結構なことじゃないかといっているだけではだめだと思うんです。例えば、総務費に限って、私煩雑で全部目を通すなんてことできませんから、5万円以上負担金を出している団体がざっと拾ってみたんですが、例えば北海道基地協議会、それから北海道地域総合研究所、北海道簡易郵便局連合会、これは7万8,000円です。それから、中央労働災害防止協会、地方自治情報センター、日本経営協会、これは新しいです。平成13年度まで出しておりませんでしたが、14年度から新しく5万上げられている。こういう、今上げたような団体はどういう団体なのか。何のために5万の負担金を、あるいは7万8,000円の負担金を出さなければならないのか。団体の役員構成がどうなっているのか、規約なり定款なりあるのかどうなのか。官僚の天下り団体になっているのではないのかどうなのか。そして、予算、決算書をきちんとそれをとって、団体の性格をきちんと押さえているのかどうなのか、この辺どうなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

一般管理費の方で、私の方が所管しているただいま名称が出てきました北海道基 地協議会に関しましては、規約につきましては昭和36年にこの基地協議会で規約が 定められております。この負担金等の算出方法につきましては、均等割、それから 前年度に交付された基地交付金及び調整交付金の合計額の 1,000分の 0.3という算 出基準にのっとりまして、これによって加盟する団体に負担金を請求してまいって いるという状況であります。これらの収支報告につきましては、毎年度総会等で収 支の決算報告というものがなされて、これらは各町村にも送付をいただいておりま す。

以上でございます。

委員長

3番。

3 番

委員長

役員構成なんかはわかるんですか。それから、どういうメリットがあるんですか。 総務課長。

総務課長

このメリットと言いますか、例えば基地協議会に関しましては、この団体の行う 事業というものがございます。1つには、国有提供施設等所在市町村の実態調査並 びに研究、それから税収の欠陥に関する対策、生活環境の整備に関する調査研究、 損失補償及び障害の防止または軽減に関する調査研究とその対策、その他本会の目 的達成に必要なことということで、会の規約にそれぞれこの会を設立する目的と言 いますか、事業というものが定められておりまして、これらのことをこの協議会の 中で協議をいただいているということでございます。

役員構成につきましては、ただいま会長1名、副会長4名、理事若干名、監事2 名ということで、北海道基地協議会に関しましては千歳市長以下それぞれ所在市町 村の関係団体の中から、この協議会において互選をされているという状況でござい ます。

委員長 3番。

3 番

表向きはいろいろそういうふうにはなっているんでしょうね。言ってみれば、例えばこの基地交付金なり、あるいは防衛庁の補助金なり、そういうものが基準になって5万なりという会費と言いますか、そういうものが算出されるように恐らくなっているんでしょう。しかし、その団体に入ったおかげで厚岸町としてどういうメリットがあるんですか。今、基地協議会のことだけ言っておりますけれども、あなたのあれでは地域総合研究所もそうですね。簡易郵便局連合会とか中央労働災害防止協会とか地方自治情報センターとか日本経営協会とかというのを私挙げましたけれども、全部答えてください。

委員長

町長。

町 長

今、数多くの団体言われしましたので、ちょっと調べさせていただきたいと思いますので、答弁調整のために時間をおかしいただきたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻15時55分

委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻16時20分

総務課長。

総務課長

大変、貴重な時間とらせまして申しわけございません。

ただいま、負担金の関係で一応5万円以上の組織の算出根拠、あるいは団体の構成、それから目的等というご質問でございましたけれども、まず地域総合研究所5万円予算を計上してございますが、この団体は研究調査事業、受託調査事業、交流促進事業、会員への情報サービス事業というものを提供している団体でございまして、毎年度事業計画、あるいは決算報告等を提出いただいておりまして、この負担については1口5万円ということで、役員構成は北海道データベース振興協議会の理事長を初めとして、各種産業経済、あるいは大学の教授等が参加をされておりま

す。特に、この団体では調査研究事業といたしまして、少子高齢化社会、情報公開、 あるいは地方分権などの市町村並びに北海道の課題にかかわる調査事業に取り組ん でおられまして、これらに関する情報をいただいているという団体でございます。

次に、簡易郵便局の連合会でございますが、これは簡易郵便局法にのっとりまして、道内の簡易郵便局それぞれ厚岸町では門静と糸魚沢がこの団体に加盟してございます。これらは、簡易郵便局に関する事務の手続、あるいは郵便振替等の手続、あるいは互いの事務に関する情報交換というようなことを主に行っております。これらに関しましても、総会を毎年4月に行っていて、それぞれ会の負担金等について、収入支出の予算を組み、決算も報告をされているという団体でございまして、それぞれ道内の岩見沢の簡易郵便局の局長さんを初めとする団体が加盟をされているという団体でございます。

それから、職員厚生費の方にございます中央労働災害防止協会、この賛助会費でございますけれども、これはそれぞれの事業主等が行う労働災害防止のための活動の促進、それから労働者の安全衛生についての措置、これらに関する業務を行っている団体で、これに関する情報をいただいております。会員のメンバーとしましては、労働災害防止協会、あるいは全国の事業主でこれらの労働災害防止のための活動を行っている団体、あるいはそのほかこの会の目的趣旨に適合されるという団体が加入をされております。これらにつきましても、会費の徴収に関する規定というのがございまして、1口5万円ということで規定をされている内容でございます。

それから、情報化推進費の方に移りまして、地方自治情報センターという組織が ございます。これは、全国の知事を初めとする各市町村長が加入する団体で組織さ れている団体でございます。これらは、自治情報に関するものについて主にコンピューターの有効かつ適切な利用の促進を図るためという目的をもって、これらに関 する情報提供等をいただいている団体でございます。

それから、最後になりますが、日本経営協会につきましては、本年情報化推進費の中で職員研修の一環としまして、この日本経営協会から講師をお招きして、行政事務に関する、あるいは政策ホーム、あるいは政策立案等に関する役場職員を対象とした研修会を催したいということを計画しておりまして、これに関する負担金を計上させていただいているという内容でございます。

委 員 長

3番。

3 番

総務課長、あなたの答弁は一つ一つの団体が厚岸町のためにどんなに役立っているんだというふうな観点は何もないの。最後の日本経営協会というのは、講師を呼んで職員の研修をする、これは少しメリットがあるような、あとの団体は何のために5万円の会費を払う実りがあるのかと、全然伝わってこないよ。あなたとしては、今この財政が苦しいという折に、仮に5万円の会費を払うことによって厚岸町がどれだけ役に立っているのか、政策を遂行する上で役に立っているのか、あるいは何らかの形で厚岸のメリットになっているんだ、そういうことなんですよ、私の聞きたいのは。そういうあれが全然感じられないよ。ただ、会則がこういうふうにあって、総会はやってます、何々はって、それでは困るというふうに思うんです。

私は、これから 4,000万からのお金を払うわけです、上部団体の負担金総額が。 去年とことし比べたら 4 万 2,000円しか減ってないんですよ。そうしたら、一つ一つの団体について十分な吟味を加えて、そして本当に厚岸町のために役立つのかどうなのか。ただ、そこの団体にいる役員のために、その協会が私物化されているとか、そういうことだって現在考えられるわけでしょう。そこまで、きちんと精査してそして決めると、お金を出すか出さないかを決めるというふうなことをやってもらわないと私は困ると思うんです。

ただ、これは厚岸町だけの問題ではなくて、それぞれの市町村が加入をしてますから困難な問題はあると思うけれども、その団体一つ一つに対しても、今の財政状況がこうなんだと、4,000万のお金を簡単に払うような状況にはないんだと、町内の団体については厳しく大なたを振るって1,000万からの平成14年度は削減をしているんだと、こういう立場でやってもらわないと困ると思うんです。私は、全部の団体について資料を出してくれとか、そんなことは言いません。言いませんけれども、少なくともいつ聞かれても答えられるように、大体そんなもの資料そろえていればすぐに出てくる問題でしょう。何分かかったの。

今の財政難というのは克服していくというのは、そのぐらいの気構えがないと困ると思うんです。ご答弁ください。

委員長

町長。

町 長

ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

上部団体における負担金の問題でありますが、厚岸独自に関する団体、すなわち 厚岸警察友の会等々は、これは厚岸町自体で判断できる問題であります。しかしな がら、また管内町村共通な団体もございます。田宮委員からお話がございましたとおり、管内とのつり合いと言いましょうか、整合性もありますので、そういう問題についてもあるわけでありまして、実は管内の町村会でも団体の助成金については見直しをすべきではなかろうか、今お話がございましたとおり、財政厳しい折このままでいいのか、助成をやめるとか、さらにはまた減額するとか、いろいろなご意見がございます。まだ、最終的な決定ではありませんけれども、今後ともこれらを課題にいたしまして、町村会としても共通な認識に立っての結論が出ようかと思います。厚岸町といたしましても、その結論に従って今後とも措置をさせていただきたい、田宮委員がいろいろ指摘ありましたことも考慮しながら、厚岸町として措置をしてまいりたいと、かように考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

他にありませんか。

なければ進めてまいります。

70ページ、2目簡易郵便局費、3目職員厚生費、4目情報化推進費。

11番。

11 番

厚岸町でホームページを開いてますけれども、これはここで見ているんでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

ホームページに関する細目はこの情報化推進費で見ております。事業費は、事業 費別になりますと……、情報化推進費で措置をしております。

委員長

11番。

11 番

そうすると、今回のこの予算ではどこを見ればそれがわかるんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

事業費別の方でいいますと、情報化推進一般というものがございまして、その中で委託料……、今回予算措置をしておりますのは、情報化推進一般の備品購入費、ソフトウエア購入というものがございますが、75ページの備品購入費の中に84万4,000円、この中にホームページを作成するのに使用するホームページビルダーというソフトがございますが、現在のホームページは古いソフトを使って作成をしていて、かなり長い間工事中、いわゆる作成途上というようなことで表現をしておりますが、これを早急に解消するために、この84万4,000円のうち36万8,000円を、このホームページに関するソフトの購入を予定してございます。

委員長 11番。

11 番 済みません、今まで厚岸町のホームページに何件アクセスありましたか。

委員長 総務課長。

総務課長 大変申しわけございません。ただいま確認した数字はアクセスポイント1万 5,3 45件というふうになってございます。

委員長 11番。

11番

厚岸町のホームページ開ければこういうふうになるんです。こういうふうに数字が入るんですよね。それで、私が昼にちょっと見たら1万5,326件ですから、あれからもう何十件かアクセスされているんですよ。ところが、まず表紙見てわかりますけれども、ほとんどが工事中ですよ。工事中、工事中、何か少しわかるのかなと思って、厚岸の広報なんていうところがあるからちょっとやってみたら何もないんですよ。これだけですね。特集って書いてあるから特集があるのかと思って探してみたら全然出てこない。バックナンバーって書いてあるからバックナンバー探せるのかと思ったらバックナンバーもない。それから、お知らせというのがあって、おしらせはチャイルドシートの貸し出し、交通傷害保険の加入の受付、スポーツ安全保険に入りましょう、お墓を立てた人は申し込んでください。軽自動車を廃車したい人はきちんと手続。それから、今度は暮らしのガイドというのがあるから、もっと暮らしのガイドを詳しく説明しているかと思えば、ここでわかるのは届け出証明、戸籍に住民登録に外国人登録、印鑑登録と主な証明手数料、これだけはわかる。後は全部工事中。住まいと生活環境、石けんの使い方なんか一言も書いてない。保健と福祉も工事中、全部工事中なんです。これ何年たっているんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

約3年を経過して、ただいまご指摘があったとおりの状況になってございます、 残念ながら。この件に関しましては、町長からもいつまで工事中なんだという指摘 も再三受けておりまして、どのような方法、あるいはソフトを使ってやったらいい かということも、ここ二、三カ月かかって研究もしてきました。これは、新年度早 々速やかに工事中を解消すべく作業を進めたいというふうに考えておりますが、ま ずホームページ作成ビルダーといをソフトを購入しまして、ただいまご指摘のあっ たとおり、各課がそれぞれホームページの内容をつくって、さらにそれを改めると いう方法をとりたいというふうに考えてございます。 実は、3年前に作成をした時点では、それぞれの関係部局から情報化推進係が情報をいただいて、情報化推進係独自で、今2人の体制で仕事を進めておりますが、2人でホームページを作成していったという経過がございます。言い訳になりますが、現在まで3年経過してまことに不備な部分が多くて、ホームページの用がなされていないというのはご指摘のとおりでありまして、速やかに工事を再開して、新たなホームページを作成してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

11番。

11 番 町内で町の関連する施設でホームページ持ってますよね。水鳥観察館だとか、情報館だとかね。学校でいえば太田小学校ですか。あと、農政課で言えば太田の農協はホームページを開いている。それぞれの担当のところでは、ホームページどういうふうに管理してますか。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

まず、水鳥観察館でございますけれども、このホームページは水鳥観察館に設置されておりまして、その時々の状況について情報発信をしている。向こうの観察館で管理をしているという状況であります。職員がつくりまして、発信をしているということであります。

委員長

教育長。

教育長

町内の学校につきましては、太田中学校、厚静小学校が作成していると思います。 管理は、学校が管理をしています。情報館につきましては、情報館でメンテナンス しております。

委員長

11番。

11 番

言ってみれば、それぞれがホームページを開いている、きっと情報館もそうだと 思うんですけれども、そのときそのときに新しいニュースだとか、新しく情報を発 信しなければならないというふうに考えたものはどんどん更新しているはずなんで す。ところが、厚岸町だけは更新されているのは町長の執行方針と財政、財政だっ て去年の今で言えば1年たったものですよね。

それから、例えば町長がかわったら町長がにっこりしたのがどこかへ出てくるのかなと思って一生懸命やってみたけれども出てこない。片方で少ない人数でやっていて、ある程度は更新できているのに、役場だけできないというのはどういうこと

なんですか。

それで、またソフトを買わないとできない、今やれるまでになっているんじゃないんですか。あと、これとこれをやれば入っていくというふうになっているところまで立ち上げたんじゃないんですか。これだったら締めた方がいいんじゃないんですか、今開いているの、どうなんですか。

委員長

町長。

町 長

お答えいたします。

谷口委員からご指摘あったとおりであります。実は、私も町長になりましてから、各方面から厚岸のホームページについてのご意見を承っておりました。また、私自体も厚岸町のホームページについてのご意見もお聞きをいたしました。残念なことに、厚岸のホームページー番自治体においては悪いという評価をせざるを得なかったわけであります。他方、厚岸町内における各産業団体もそれぞれの情報発信をいたしております。例えば、お話がございましたとおり農協、漁協または商工会、さらにはまた個人でホームページを開いている会社等もございます。それぞれ、極めて立派な情報発信をいたしております。その中でも、この厚岸町の中心であります基地であります厚岸役場の情報発信が一番悪い。残念なことに、みずから私が指摘をせざるを得なかったわけであります。早速、指示をいたしましてそのために今回の予算提案ということに相なっておりますので、さらに今指摘ありましたことを考慮しながら、すばらしい厚岸町のホームページをつくってまいりたいと、かように存じておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長

11番。

11 番

今回、予算化されてますけれどもソフトが問題だったんですか。それとも、手を つけようとしなかったのが問題なんですか、どっちなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

担当としましては、その両方に問題があると。後者の方につきましては、現在総合情報システムという運用の担当現課でございまして、それぞれ現在 220台を超す端末機をそれぞれの一般事務職に関しては1人1台という配置をさせていただくようになりましたけれども、これらに関する指導ですとか、細かなトラブルの解消ですとかということで、担当業務が忙殺をされておりまして、この業務に手を回せなかったというのが、これは言い訳になりますが、実態としてはそういう事情もござ

いました。また、今よりも精度を上げた形で工事を施行するためには、それなりの ソフトも必要であるというふうに認識をして、今回この予算を計上いただいたとい うことでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

11番。

11番

初めにも言ったんですけれども、1万5,000件以上今アクセスされているわけでしょう。1日にすると何十件ってアクセスしていると思うんです。電話代をかけて高いお金を払ってアクセスをして、そして何もとれないところにアクセスしていただくことが、非常に厚岸の評判を落としてしまうんじゃないかなというふうに思うんです。これ見たって、厚岸のこと一言もわからないんだもの。立派な厚岸の要覧があるわけでしょう。要覧がどこかに載っているのかと思えばそういうことは一言もないんですよ。観光というところを探してみてもあかない。厚岸の歴史というところは工事中でしょう。町長に手紙出したくてもここも工事中なんですよ。これどうです。ふさいでしまった方がいいんじゃないんですか。どうなんです。厚岸町のイメージを下げているホームページだと思うんですけれども、どうなんですか。きちんとしてから、情報を発信できるようにしてからあけた方がいいんじゃないんですか、どうですか。

委員長

総務課長。

総務課長

現在、他の自治体とリンクを許可している自治体があります。自治体同士で例えば村山市ですと姉妹都市を結んでいるところにリンクをかけているという実態もございます。それらの方で、不都合がなければ今言った一時的に中断をするということもあわせて検討させていただきたいと存じます。

委員長

11番。

11 番

そうは言ったって、村山との関係だって工事中なんだよ。リンクはできるかもしれないけれども、逆に言えば村山に対しても失礼じゃない、こういう状況では。どうなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

ご指摘のとおりでございますので、その辺もあわせて相手方と協議をさせていただいて、一時的に中断するという方向で作業を進めさせていただきたいと思います。

委員長

4目の情報化推進費、他にございませんか。

なければ進めます。

5目交通安全防犯費。

14番。

14 番

予算と直接関係なんですけれども、交通安全という観点で関連がありますので、 ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、行政の積極的な働きかけで4月1日 から厚岸、釧路間のバスが上尾幌の町を経由するということになりまして、上尾幌 の地域の住民も非常に交通の幅が広がると言いますか、利用価値が多くなるという ことで喜んでいるわけであります。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、44号線から上尾幌の間に1カ所、これは前から交通安全協議会の場所でも何回か要望しているんですけれども、非常に危険な場所があるんです。特に、冬はちょうどカーブで下り坂で木が生い茂って解けない場所なんですよね。非常に危ない場所なんです。乗用も気をつけて走って、事故は毎年2件、3件あるんですけれども、大きい事故はないんですけれども、今度バスが通るということで、あそこは根本的に木を伐採しないと解決できないかと思うんです。土現さんあたり融雪剤まめにまいていただくんですけれども、昼間まくと結局夕方そのまま凍ってしまうということで、非常に危ない場所なので、これは警察の方にも自治会としても何回か申し入れはしているんですけれども、一向に前に進まないということなので、この辺何とか解決、この木は国有林なんです。バスとなると乗用とはちょっと違いますので、片方がかなり深い谷なんです。ですから、事故のないうちに何とか解決してもらえないかなと。

それから、もう一カ所、上尾幌から 272号に抜ける途中に上尾幌の霊園があるんですけれども、霊園の付近も全くそこと同じ状態なんです。ここも毎年必ず冬になると3台、4台事故があるんです。この辺、十分調査していただいて何とか解決してもらえないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長

助役。

助役

ただいまの関係でございますけれども、質問者も言われておりましたように、除 雪会議等の中にもそういう話が出ておりました。私どもとしては、土現に積極的に 土現は道が管理している道路ですから、何とか今言った営林署も含めて解決してく れるようには要請はしているんですけれども、ただ我々も営林署まで行って、今後 要望していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思いま す。 委員長 14番。

14 番 これは、ぜひやっていただかないと、バスの場合相当危険度も乗用と違って増してくると思うんです。今回は、シーズンは終わるんですけれども、今年の冬までに何とか解決していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

委員長 助役。

助役とういうふうに進めさせていただきたいと思います。

委員長 10番さんどうだろう。あす改めて質問していただくということでご了承願います。

委員長 それでは、本日の委員会はこの程度にとどめ閉会をいたします。

閉会時刻16時59分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月12日

平成14年度各会計予算審査特別委員会 委員長